

令和元年度（平成31年度）

集団指導資料

【障害児通所・入所編】

令和2年3月

岡山県 保健福祉部
保健福祉課 指導監査室

適切な事業運営のために！

< 基準条例 >

○障害児通所支援

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例
(平成24年10月5日岡山県条例第49号)

< 基準省令 >

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準
(平成24年2月3日厚生労働省令第15号)

< 解釈通知 >

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準について
(平成24年3月30日障発0330第12号)

○障害児入所施設

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例
(平成24年10月5日岡山県条例第49号)

< 基準省令 >

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準
(平成24年2月3日厚生労働省令第16号)

< 解釈通知 >

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準について
(平成24年3月30日障発0330第13号)

【参考書籍】事業者ハンドブック指定基準編（発行：中央法規出版株式会社）



< 報酬告示 >

○障害児通所支援

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準
(平成24年3月14日厚生労働省告示第122号)

○障害児入所施設

児童福祉法に基づく指定入所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準
(平成24年3月14日厚生労働省告示第123号)

< 留意事項通知 >

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成24年3月30日障発0330第16号）

【参考書籍】事業者ハンドブック報酬編（発行：中央法規出版株式会社）



目次

主な関係法令・通知	・・・・・・・・・・	1
基準条例の県独自基準の概要	・・・・・・・・・・	2
第1 サービスの質の向上について	・・・・・・・・・・	7
第2 サービス提供の記録について	・・・・・・・・・・	8
第3 令和2年度の事業所運営上の留意点について	・・・・・・・・・・	9
第4 実地指導での主な指摘事項(基準条例編)	・・・・・・・・・・	14
第5 実地指導での主な指摘事項(報酬告示編)	・・・・・・・・・・	33
(参考資料)		
①児童発達支援の提供における安全管理の徹底について	・・・・・・・・・・	40
②児童福祉施設等に設置している遊具等の安全管理の強化について	・・・・・・・・・・	42
③放課後等デイサービス等における令和2年度の報酬区分について	・・・・・・・・・・	46
④就学前の障害児の発達支援の無償化の施行に係る周知等について	・・・・・・・・・・	50
⑤障害児通所支援事業所における緊急時の対応について等	・・・・・・・・・・	53

【主な関係法令・通知】

関係法令・通知	省略標記
児童福祉法（昭和二十二年十二月十二日法律第百六十四号）	法
児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年10月5日岡山県条例第49号）	通所基準条例
児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年2月3日厚生労働省令第15号）	通所基準省令
児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発0330第12号）	通所解釈通知
児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年10月5日岡山県条例第49号）	入所基準条例
児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年2月3日厚生労働省令第16号）	入所基準省令
児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発0330第13号）	入所解釈通知
児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年3月14日厚生労働省告示第122号）	通所報酬告示
児童福祉法に基づく指定入所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年3月14日厚生労働省告示第123号）	入所報酬告示
児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成24年3月30日障発0330第16号）	留意事項通知
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（平成二十四年十月五日岡山県条例第四十七号）	最低基準

※上記の法令・通知等はホームページ等でご確認ください。

- 厚生労働省 法令等データベースシステム
<http://www.mhlw.go.jp/hourei/>
- 岡山県保健福祉部保健福祉課指導監査室ホームページ中県条例のページ
<http://www.pref.okayama.jp/page/571262.html>

【基準条例の県独自基準の概要①】

(1) 人員の基準

栄養士の配置について（従業者の員数）【福祉型障害児入所施設のみ】

入所基準省令（第4条）	入所基準条例（第5条）
<p>従うべき基準 ただし、40人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては第四号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあっては第五号の調理員を置かないことができる。</p>	<p>ただし、40人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設であって<u>児童の栄養管理に支障がない場合</u>は第四号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあっては第五号の調理員を置かないことができる。</p>

<基準設定の理由>

発育途上の児童にとって、年齢に応じて栄養のバランスに配慮した適切な食事を提供することが重要であることから、40人以下の福祉型障害児入所施設であっても、栄養士を置かないことができるのは、児童の栄養管理に支障がない場合に限定する。

<関係省令条項等>

最低基準（第49条（職員））、通所基準省令（なし）、入所基準省令（第4条）

(2) 運営の基準

ア 内容及び手続の説明及び同意【共通】

通所基準省令（第12条）	通所基準条例（第13条）
<p>参酌すべき基準 重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定児童発達支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。</p>	<p>重要事項を記した書面を交付して説明を行い、当該指定児童発達支援の提供の開始について<u>書面により</u>当該利用申込者の同意を得なければならない。</p>

<基準設定の理由>

利用申込者及び事業所双方の保護の立場から書面によって確認することを義務とする。

<関係省令条項等>

最低基準（なし）、通所基準省令（第12条）、入所基準省令（第6条）

イ 情報開示（「サービスの提供の記録」に第3項を追加）【共通】

通所基準省令（第21条）	通所基準条例（第22条）
—	<p><u>3 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定保護者から第1項の規定による記録の開示を求められた場合は、当該給付決定保護者に係る障害児の不利益にならない範囲において可能な限り開示するよう努めなければならない。</u></p>

<基準設定の理由>

通所（入所）給付決定保護者等への正確な情報提供を行うため、積極的に情報開示を行うことを努力義務とする。

<関係省令条項等>

いずれの基準にも「なし」

【基準条例の県独自基準の概要②】

ウ 金銭の支払の範囲等【共通】

通所基準省令（第22条）	通所基準条例（第23条）
<p>参酌すべき基準 通所給付決定保護者に対して説明を行い、同意を得なければならない。</p>	<p>通所給付決定保護者に対して説明を行い、書面によりその同意を得なければならない。</p>

<基準設定の理由>

保護者及び事業所双方の保護の立場から書面によって確認することを義務とする。

<関係省令条項等>

最低基準（なし）、通所基準省令（第22条）、入所基準省令（第16条）

エ 食事【障害児入所施設・児童発達支援センター】

通所基準省令（第31条）	通所基準条例（第32条）
<p>参酌すべき基準 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）において、障害児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、障害児の健全な発育に必要な栄養量を含むものでなければならない。 2 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに障害児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。</p>	<p>1（国省令の1項と2項の内容を統合）</p> <p>2 指定児童発達支援事業所において、障害児に食事を提供するときは、地域で生産された旬の食材を活用し、季節、行事等に応じたものとなるよう努めなければならない。</p>

<基準設定の理由>

食の安全や食育、地場産品の消費拡大の観点から、季節感のある食事の提供を行うとともに、食事の地産地消に配慮することを努力義務とする。

<関係省令条項等>

最低基準（第11条）、通所基準省令（第31条）、入所基準省令（第26条）

【基準条例の県独自基準の概要③】

オ 社会生活への配慮（社会生活上の便宜の供与等）【共通】

通所基準省令（第32条）	通所基準条例（第33条）
<p>参酌すべき基準 指定児童発達支援事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜障害児の<u>ためのレクリエーション行事を行わなければならない。</u></p>	<p>指定児童発達支援事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜障害児の<u>嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するよう努めなければならない。</u></p>

<基準設定の理由>

充実した日常生活につながるよう、障害児の個々の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するなど、幅広い取り組みを行うことを努力義務とする。

<関係省令条項等>

最低基準（なし）、通所基準省令（第32条）、入所基準省令（第27条）

カ 運営規程【共通】

通所基準省令（第37条他）	通所基準条例（第38条他）
<p>参酌すべき基準 十一 虐待の防止<u>のための措置</u>に関する事項</p>	<p>十一 虐待の防止<u>及び早期発見並びに虐待があった場合の対応</u>に関する事項</p>

<基準設定の理由>

運営規程に、虐待の早期発見及び虐待があった場合の対応に関する事項を定めることを義務とする。

<関係省令条項等>

最低基準（なし）、通所指定基準（第37条他）、入所指定基準（第34条）
 ※その他関係する条項（一般原則、虐待等の禁止）

【基準条例の県独自基準の概要④】

キ 非常災害対策【保育所等訪問支援を除く】

通所基準省令（第40条）	通所基準条例（第41条）
<p><u>参酌すべき基準</u> 指定児童発達支援事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、<u>非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。</u></p>	<p>指定児童発達支援事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を<u>設けなければならない。</u> <u>2 指定児童発達支援事業者は、利用者の障害の状態及び地域の自然的社会的条件を踏まえ、想定される非常災害の種類ごとに、その規模及び被害の程度に応じた当該非常災害への対応に関する具体的な計画を策定するとともに、非常災害時の関係機関への通報及び関係者との連絡の体制を整備し、それらの内容を定期的に従業者に周知しなければならない。</u></p>
<p><u>参酌すべき基準</u> 2 指定児童発達支援事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。</p>	<p><u>3 指定児童発達支援事業者は、非常災害に備えるため、前項の計画に従い、避難又は救出に係る訓練その他必要な訓練を、その実効性を確保しつつ、定期的に行わなければならない。</u></p>
—	<p><u>4 指定児童発達支援事業者は、非常災害時における利用者等安全の確保が図られるよう、あらかじめ、市町村、近隣住民、障害福祉サービスを行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等と相互に支援及び協力を行うための体制の整備に努めるものとする。</u></p>
—	<p><u>5 指定児童発達支援事業者は、非常災害時において、障害者、乳幼児、高齢者等特に配慮を要する者の支援に努めるものとする。</u></p>

<基準設定の理由>

実効性の高い非常災害対策となるように、避難等の計画段階から想定される災害の種類ごとに具体的な対策を立て、必要な訓練を行うことを義務付ける。

施設の火災等においては、施設職員だけでは対応が必ずしも十分でない場合が多いことから、関係自治体、近隣住民、医療機関、他の社会福祉施設等との日常の連携を密にし、緊急時の応援・協力体制を確保することを努力義務とする。

また、災害時要援護者の支援を行うため、障害児入所施設や障害児通所支援事業所は、配慮を要する者の支援を努力義務とする。

<関係省令条項等>

最低基準（第6条（児童福祉施設と非常災害））、通所基準省令（第40条）、入所指定基準省令（第37条）

【基準条例の県独自基準の概要⑤】

ク 虐待防止（「虐待等の禁止」に第2項を追加）

通所基準省令（第45条）	通所基準条例（第46条）
<p>参酌すべき基準 指定児童発達支援事業所の従業者は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>指定児童発達支援事業所の従業者は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 2 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する虐待の予防及び早期発見のため、県及び市町村が行う調査に協力しなければならない。</p>
入所基準省令（第42条）	入所基準条例（第43条）
<p>参酌すべき基準 指定福祉型障害児入所施設の従業者は、障害児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>指定福祉型障害児入所施設の従業者は、障害児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 2 指定福祉型障害児入所施設は、前項に規定する虐待の予防及び早期発見のため、県及び市町村が行う調査に協力しなければならない。</p>

<基準設定の理由>

虐待の早期発見や問題解決のため、県や市町村等が行う調査に協力することを求める。

<関係省令条項等>

最低基準（第9条の2）、通所指定基準（第45条）、入所指定基準（第42条）

※その他関係する条項（一般原則、運営規程）

●児童虐待の防止等に関する法律「第2条各号」に掲げる行為

- 一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

●児童福祉法「第33条の10各号」に掲げる行為

- 一 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。
- 四 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

第1 サービスの質の向上について

適切とはいえない事業所の例

以下のようなものは「不適切」として例示されています。

(H28.3.8厚生労働省障害保健福祉関係主管課長会議資料)

- ・テレビを見せているだけ、ゲーム等を渡して遊ばせているだけ。
- ・送迎に時間をかけ、営業時間のほとんどを車内で過ごさせる。
- ・利益を上げるために必要以上の頻度で通わせる（支給決定日数の多い自治体を探して参入している）。
- ・重度の障害児の受入れを実質的に拒否している（支援の不十分さを伝え保護者側から断らせる等）。
- ・指導員が支援経験の無い（乏しい）バイト（非常勤職員）のみ。



自事業所等に該当する部分がないか、改めて確認を！

自己評価

☆活用できるツール

児童発達支援ガイドライン

放課後等デイサービスガイドライン

＜構成＞

- ・事業所職員向け自己評価表
- ・保護者向け支援評価表
- ・事業所における自己評価結果（公表）



＜概要＞

- 1 利用児の特性・適正等を踏まえた環境・体制の整備
- 2 従業員の勤務体制の整備・資質向上の取り組み
- 3 設備・備品の整備
- 4 関係機関・地域との連携・交流
- 5 利用児・保護者への情報提供・相談援助
- 6 緊急時等の対応方法や非常災害への対策
- 7 業務改善の実施状況など

ポイント

- ・事業所等での役割ごとに設定
- ・自己評価及び利用者による評価ができる。



自己評価の実施・結果の公表



サービスの質の向上

第2 サービス提供の記録について

サービス提供記録の目的

- ① サービスの実施の証拠となるもの
- ② 保護者に確認を受けるためのもの
- ③ 利用児の訓練・活動の状況を把握するためのもの



- ①基本事項（利用者名、利用年月日・時間）
- ②利用者負担額等に係る事項
 - ・送迎記録・食事等の提供
 - ・欠席の際の連絡記録
 - ・家庭連携加算等加算に関する記録
- ③サービス提供の具体的な内容
（※加算に係るものについては、加算要件に係る日時・場所の記録等を含む）
 - ・実施した訓練の内容・状況
 - ・保護者等との相談の内容
 - ・健康・心身の状態等の様子
 - ・イベント・外出等の実施状況
- ④保護者確認欄
- ⑤その他特記事項（事故・身体拘束など）

記録はその児童にとって財産となりうるもの。

そのお子さんが当時どのような様子だったかを知ることができる貴重な財産。

次に引き継がれていくもの。

第3 令和2年度の事業所運営上の留意点について①

① 児童発達支援管理責任者の配置要件について

(H31年度～継続)

- ・ **事業開始の日から**、全ての要件（※下記）を満たす者を配置しなければならない。

<要件>

- ・ 厚生労働大臣が定める実務経験を満たすこと
- ・ 相談支援従事者初任者研修（講義部分）修了
- ・ 児童発達支援管理責任者研修修了（**基礎研修を含む**）

② 児童発達支援に配置すべき従業者

(H30年度～継続)

- ・ **児童指導員**、保育士、**障害福祉サービス経験者※**
- ・ **そのうち半数以上は児童指導員・保育士**
- ・ 時間帯を通じて2人以上（定員10人の場合）
- ・ 1人以上は常勤

※障害福祉サービス経験者

＝高等学校を卒業等かつ2年以上障害福祉サービスに従事したもの

③ 自己評価結果の公表及び届出について

(H30年度～継続)

放課後等デイサービス事業者は平成29年4月1日から、児童発達支援事業者は平成30年4月1日から、自己評価結果等の公表及び公表内容の指定権者への届出が義務付け。

- ・ 自己評価結果等：質の評価及び改善の内容
 - ・ 公表方法：インターネットの利用その他の方法により広く公表
 - ・ 指定権者への届出内容：公表方法及び公表内容
 - ・ その他：自己評価結果未公表減算なしとする体制届の提出も必要
- 未実施、未届の場合、届出がなされていない月から減算となる。
- ・ 都道府県知事は、当該規定を遵守するよう、指導すること。当該指導に従わない場合は、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。
 - ・ 経過措置として、平成31年度以降に新たに指定された事業については、指定日から1年間は減算を適用しない

第3 令和2年度の事業所運営上の留意点について②

④令和2年度の報酬区分の決定について（その1）

（R2年度～一部変更）

放課後等デイサービス

≪授業の終了後≫

- 指標該当児の数が50%以上 ⇒ 区分1の1（サービス提供時間3時間以上）
区分1の2（サービス提供時間3時間未満）
- 指標該当児の数が50%未満 ⇒ 区分2の1（サービス提供時間3時間以上）
区分2の2（サービス提供時間3時間未満）

≪休業日≫

- 指標該当児の数が50%以上 ⇒ 区分1
- 指標該当児の数が50%未満 ⇒ 区分2

- ・平成31年4月1日以前に指定を受けた事業所
⇒令和元年度の利用児童実績に代えて、平成31年4月から令和2年2月までの11か月間の利用児童実績を用いて報酬区分を決定。
ただし、令和元年度の実績を用いることにより区分1となる事業所については、令和元年度実績を用いることとして差支えない。
- ・令和元年5月1日以降に指定を受けた事業所
⇒留意事項通知のとおり

⑤令和2年度の報酬区分の決定について（その2）

（H30年度～継続）

児童発達支援

- 未就学児の割合が70%以上：区分1
- 未就学児の割合が70%未満：区分2
- ・全ての事業所
⇒留意事項通知のとおり

⑥児童指導員任用資格の取扱いについて

（H31年度～継続）

- 1 幼稚園の教諭の免許状を有する者
⇒地方公共団体からの提案に基づき新設
- 2 短大卒業者、専門職大学前期課程修了者
⇒大学において社会福祉学等を専修する学科等を修めて卒業した者には含まれない。

第3 令和2年度の事業所運営上の留意点について③

⑦児童発達支援管理責任者研修の見直しについて1

(H31年度～継続(今回説明資料追加))

別添サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修制度の改定について参照

⑧障害児通所支援事業所における緊急時の対応について

(H30年度～継続)

- ・「児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について」
- ・「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」



○障害児通所支援事業所が「学校・保育所等」、「学校等」として整理

- ・一定の場合に市町村、児童相談所から利用児童について情報提供を求められる
- ・児童虐待の早期発見・早期対応に努め、市町村や児童相談所等への通告や情報提供を速やかに行うこととされた



○ポイント

- ・「障害児通所支援事業所における緊急時の対応について」

障害児支援利用計画上利用が予定されていた幼児児童生徒等が、その理由の如何にかかわらず、利用の予定されていた日に欠席し、当該欠席日から数えて休業日を除き7日以上の間、当該幼児児童生徒等の状況を把握できない場合は、定期的な情報提供の期日を待つことなく、速やかに市町村等に情報提供すること。

ただし、保護者以外の者から当該幼児児童生徒等の状況が把握できた場合(保育所等と併行通園をしている場合の保育所等への確認等)は上記の取扱いをしないことができる。

・上記の対応等により、情報元が障害児通所支援事業所となった場合には、保護者から情報元に関する開示の求めがあった際にも開示されない。

また、保護者から威圧的な要求や暴力の行使等が予想される場合には、組織として対応すると共に、市町村・児童相談所・警察等の関係機関や弁護士等の専門家と情報共有し、連携して対応すること。

(補足) 障害児通所支援における送迎について①

1 共通事項

(1) 送迎前

●利用申込者から送迎料金を受け取る場合は事前に運営規程に定めるとともに、重要事項説明書を用いて利用申込者に説明して下さい。

●万が一、送迎時に事故が起きた場合に備えて損害賠償保険への加入等が必要です。なかには送迎時の事故が保障の対象外となる場合がありますので、契約内容の確認が必要です。

●職員が徒歩により付き添い送迎する場合は、経費が生じていない為、加算の対象となりません。

(2) 送迎時

●重症心身障害児に対して送迎を行う場合、送迎に際し、運転手に加え、指定通所基準の規定により置くべき職員（直接支援業務に従事する者に限る。）を1名以上配置することが必要です。

重症心身障害児以外の児童への送迎についても安全を確保するために、できる限り運転手の他に1人以上の添乗者を配置するよう努めて下さい。

●指導員の方が運転手・添乗者となることは可能です。

(3) 送迎後

●送迎の記録も必要です。

(例) 児童の自宅と事業所間を送迎する場合（記載例です。様式は問いません。）

児童氏名	送迎	出発	到着	連絡事項等	運転手	添乗者
〇〇 〇〇	迎え	自宅 9:05	事業所 9:25	少し発熱があるのではないかとお母様が心配しておられた。	△△ (印)	▲▲ (印)
	送り	事業所 14:10	自宅 14:35	昼食も元気に食べていた旨をお伝えする。	△△ (印)	▲▲ (印)

平成24年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A

問109 放課後等デイサービスにおける学校と事業所間の送迎加算の適用に関する条件は何か。

(答)

○ 放課後等デイサービスの送迎加算については、事業所と居宅間の送迎のほか、以下のようなケースの時に、学校と事業所間の送迎を行った場合に加算を算定できる。

* 以下のいずれかに該当し、それが障害児支援利用計画に記載されている場合(*1)とする。

保護者等が就労等により送迎ができない場合であって、

① スクールバスのルート上に事業所がない等、スクールバス等での送迎が実施できない場合。

② スクールバス等での送迎が可能であっても、放課後等デイサービスを利用しない他の学生の乗車時間が相当時間延長する等、スクールバスによる送迎が適当でない場合。

③ 就学奨励費で学校と放課後等デイサービス事業所間の送迎手段を確保できない場合。

④ その他、市町村が必要と認める場合(*2)。

*1 障害児支援利用計画が作成されていない場合は、学校、事業所、保護者の三者の間で調整し、放課後等デイサービス支援計画に記載していることで足りるものとする。

*2 ④は例えば、学校長と市町村が協議し、学校と事業所との間の途中までスクールバスによる送迎を行ったが、事業所までまだ相当の距離があり、事業所による送迎が必要であると認められる場合などが考えられる。

赤本P1175

(補足) 障害児通所支援における送迎について②

送迎加算

報酬告示別表 第1 11

(児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス)

イ 障害児(重症心身障害児を除く。)に対して行う場合 54単位

ロ 重症心身障害児に対して行う場合 37単位

注1 イについては、障害児(重症心身障害児を除く。)に対して、その居宅等と指定児童発達支援事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。ただし、1のイ又はロを算定している場合は、算定しない。

注1の2 イ及び1の注10を算定している指定児童発達支援事業所において、当該指定児童発達支援事業所の看護職員を伴い、喀痰吸引等が必要な障害児に対して、その居宅等と指定児童発達支援事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき37単位所定単位数に加算する。

注2 ロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、重症心身障害児に対して、その居宅等と指定児童発達支援事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

注3 イ及びロについては、指定児童発達支援事業所等において行われる指定児童発達支援等の提供に当たって、指定児童発達支援事業所等の所在する建物と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物との間で障害児の送迎を行った場合には、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

厚生労働大臣が定める施設基準(平24厚労告269・第4号の2)

送迎の際に、運転手に加え、指定通所基準の規定により置くべき職員(直接支援業務に従事する者に限る。)を1人以上配置していること。

留意事項通知 第二の2 (1) ⑭

通所報酬告示第1の11の送迎加算については、障害児に対して、その居宅等と指定児童発達支援事業所等との間の送迎を行った場合に算定するものであるが、以下のとおり取り扱うこととする。

(一) 通所報酬告示第1の11のイについては、障害児(重症心身障害児を除く。)に対して、送迎を行った場合に算定する。

ただし、①の(一)又は(二)を算定している場合は、算定できないものであること。

(二) 通所報酬告示第1の11の注1の2については、(一)及び④の3を算定している指定児童発達支援事業所において、喀痰吸引等が必要な障害児に対して看護職員を伴い送迎を行う場合に算定を行うものであること。

(三) 通所報酬告示第1の11のロについては、重症心身障害児に対して、送迎を行った場合に算定する。

重症心身障害児の送迎については、①の(三)又は(五)により評価しているところであるから、本加算においては送迎にあたり、運転手に加えて指定通所基準の規定により置くべき職員(直接支援業務に従事するものに限る。)を1人以上配置している場合に算定を行うものであること。

なお、医療的ケアが必要な重症心身障害児に対する送迎を行う場合には、喀痰吸引等を行うことができる職員を配置するよう努めること。

(四) 送迎については、指定児童発達支援事業所等と居宅までの送迎のほか、利用者の利便性を考慮し、適切な方法で事業所の最寄駅や集合場所まで行ったものについても、この加算を算定して差し支えないものであるが、事前に通所給付決定保護者の同意の上、特定の場所を定めておく必要があることに留意すること。

(五) 同一敷地内の他の事業所等との間の送迎を行った場合は、所定単位数の100分の70を算定する。なお、当該所定単位数は、通所報酬告示第1の11の注1の2の加算がなされる前の単位数とし、当該加算を含めた単位数の合計数の100分の70となるものではないことに留意すること。

赤本P725~727

第4 実地指導での主な指摘事項①

※根拠条文として、通所基準条例を主に掲載しています。入所基準条例では同項目でも内容が異なる場合があります。対象となる事業の基準をご確認ください。

※「●」のある記載内容は、不適切な事例です。基準を遵守し、適切な運営に努めてください。

1 基本方針

指定障害児通所(入所)支援事業者等の一般原則 ※基準は児童発達支援を引用。入所支援は入所基準条例第3条。

第三条 指定障害児通所支援事業者等は、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(第二十八条第一項において「通所支援計画」という。)を作成し、これに基づき障害児に対して指定通所支援を提供するとともに、指定通所支援が障害児にとって適切かつ効果的なものとなるよう、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講じなければならない。

2 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定通所支援の提供に努めなければならない。

3 指定障害児通所支援事業者等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。)第五条第一項に規定する障害福祉サービス(以下「障害福祉サービス」という。)を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

4 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し研修を実施する等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

青本P401~402

- サービス提供開始後に、個別支援計画が作成され、説明同意日もサービス提供後である。
- 障害児の人権の擁護、虐待防止のための研修を実地指導当日までに実施していなかった。

暫定的な内容であっても、サービス提供開始日までに当該利用者の個別支援計画を作成し、また、保護者及び障害児に当該計画について説明し、書面によりその同意を得た後に、当該計画に基づき支援を行ってください。

なお、暫定的な個別支援計画を作成した場合は、早期にモニタリング(継続的なアセスメントを含む。)を実施し、当該計画の見直しを行い、必要に応じて、個別支援計画の変更を行ってください。



第4 実地指導での主な指摘事項②

2 人員に関する基準

従業者の員数 ※基準は児童発達支援を引用。入所支援は入所基準条例第5条。

第六条 指定児童発達支援の事業を行う者(以下「指定児童発達支援事業者」という。)(当該事業を行う事業所(以下「指定児童発達支援事業所」という。)(児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。))に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 児童指導員(児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例(平成二十四年岡山県条例第四十七号)第二十七条第六項の児童指導員をいう。以下同じ。)、保育士又は障害福祉サービス経験者(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定による高等学校(旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号))の規定による中等学校を含む。)(若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。))又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、二年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したものをいう。以下同じ。)(指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、イ又はロに掲げる**障害児の数**の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上

イ **障害児の数**が十までのもの 二以上

ロ **障害児の数**が十を超えるもの 二に、障害児の数が十を超えて五又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

二 児童発達支援管理責任者(障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。) 一以上

2 ～略～

3 ～略～

4 第一項第一号及び第二項の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

5 第一項第一号の児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

6 第一項第一号に掲げる従業者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

7 第一項第二号の児童発達支援管理責任者のうち、一人以上は、専任かつ常勤でなければならない。

青本P406～408

●定員(10名)を超えて利用時を受け入れているのに、必要な人員を配置していない。

●毎月の勤務実態管理ができておらず、人員基準を満たしているかどうか曖昧な状況であった。

●2名(児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者)の配置が必要な時間帯であるにも関わらず、1名しか配置できていない時間帯が常態化している。

●一人で複数の職を兼務するなど、兼務の状況が過剰となっている。

●児発管が児童に対して直接支援の提供を行っていた。

※従業者の員数については、各基準に定められるものによること。

- 基準条例中「障害児の数」とあるのは、定員ではなくサービス単位ごとの実利用者の数を言うものであることを注意すること。したがって、定員が10人であっても11人を受け入れた日については必要な児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数は3となる。(青本P406参照)
- 日中一時支援等の他の事業や送迎、従業者の休暇等により人員が不足しないよう注意すること。



第4 実地指導での主な指摘事項③

3 設備に関する基準

設備 ※基準は児童発達支援を引用。入所支援は入所基準条例第6条。

第十条 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものを除く。)は、指導訓練室のほか、指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項の指導訓練室には、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 第一項の設備及び備品等は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

青本P411~412

●指定障害児通所支援の事業の用に供する指導訓練室について、当該事業所が行っている地域生活支援事業の日中一時支援事業と明確に区分されず、両事業の利用者が混在する状態となっていた。

第4 実地指導での主な指摘事項④

4 運営に関する基準

内容及び手続の説明及び同意 ※基準は児童発達支援を引用。入所支援は入所基準条例第7条。

第十三条 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定保護者が指定児童発達支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用の申込みを行った通所給付決定保護者(以下「利用申込者」という。)に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第三十八条の運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した書面を交付して説明を行い、当該指定児童発達支援の提供の開始について**書面により**当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第七十七条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

青本P412~413

※赤字については、県独自基準。

●重要事項説明書に、事故発生時の対応、苦情解決の体制及び第三者評価の実施状況等必要な事項が記載されていない。

重要事項説明書に記載すべき内容として次の項目が考えられます。

- ① 事業者、事業所の概要（名称、住所、所在地、連絡先など）
- ② 運営規程の概要
 - ・事業の目的及び運営の方針
 - ・営業日及び営業時間
 - ・サービスの内容及その料金
 - ・サービスの利用に当たっての留意事項
 - ・非常災害対策
 - ・虐待の防止のための措置に関する事項
 - ・従業者の職種、員数及び職務の内容
 - ・利用定員
 - ・通常の事業の実施地域
 - ・緊急時の対応方法
 - ・主たる対象とする障害の種類
 - ・その他運営に関する重要事項
- ③サービス提供開始（予定）年月日
- ④苦情を受け付けるための窓口



※【社会福祉法(抜粋)】

第77条 社会福祉事業の経営者は、福祉サービスを利用するための契約(厚生労働省令で定めるものを除く。)が成立したときは、その利用者に対し、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

- 一 当該社会福祉事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地
- 二 当該社会福祉事業の経営者が提供する福祉サービスの内容
- 三 当該福祉サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
- 四 その他厚生労働省令で定める事項

●利用契約書について、サービスの提供開始年月日を記載する等必要な記載事項が網羅されていない。

●「重要事項説明書」と「運営規程」間で内容（営業日時、通常の事業の実施地域など）が相違している。

利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した重要事項説明書の内容は、事業の運営についての重要事項を規定した運営規程の内容と整合するものでなければなりません。

なお、運営規程の内容を変更した場合は、変更届の提出が必要です。



第4 実地指導での主な指摘事項⑤

契約支給量の報告等 ※基準は児童発達支援を引用

第十四条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供するときは、当該指定児童発達支援の内容、通所給付決定保護者に提供することを契約した指定児童発達支援の量(次項において「契約支給量」という。)その他の必要な事項(第三項及び第四項において「通所受給者証記載事項」という。)を通所給付決定保護者の通所受給者証に記載しなければならない。

2 契約支給量の総量は、当該通所給付決定保護者の支給量を超えてはならない。

3 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用に係る契約をしたときは、通所受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しなければならない。

4 前三項の規定は、通所受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。

青本P413~414

●市町村に対して、受給者証記載事項等を報告していない。

●通所受給者証等に契約内容が記載されていない。

指定児童発達支援等の利用に係る契約や契約内容(日数)を変更(契約の終了を含む。)したときは、通所受給者証へ記載の上、「**契約内容報告書**」により受給者証記載事項を市町村に遅滞なく報告してください。



心身の状況等の把握 ※基準は児童発達支援を引用。入所支援は入所基準条例第13条

第二十条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

青本P415

●サービス利用開始時の状況から、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等に变化又は変更があったが、これを適切に把握できていない。

事業者は、障害児の心身の状況やその置かれている環境等(家族の状況、通院や通学先等)に变化や変更があれば、その状況等を適切に把握する必要があります。



第4 実地指導での主な指摘事項⑥

サービスの提供の記録 ※基準は児童発達支援を引用。入所支援は入所基準条例第16条

第二十二條 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した際は、その都度、当該指定児童発達支援の提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、前項の規定による記録に際しては、通所給付決定保護者から指定児童発達支援を提供したことについて確認を受けなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定保護者から第一項の規定による記録の開示を求められた場合は、当該給付決定保護者に係る障害児の不利益にならない範囲において可能な限り開示するよう努めなければならない。

青本P416

※赤字については、県独自基準。

- サービス提供記録とサービス提供実績記録票でサービス提供時間の記録に差異がある。
- サービス提供記録に記載した内容について、給付決定保護者から確認を受けていない。

給付決定保護者及び事業者が、その時点でのサービスの利用状況等を把握できるようにするため、事業者は、サービスを提供した際には、当該サービスの提供日、提供したサービスの具体的内容等、利用者負担額等に係る必要な事項を、サービス提供の都度記録するとともに、記録した内容について給付決定保護者の確認を得なければなりません。また、サービス提供記録には、今後のサービス提供に活かすことができるよう障害児の心身の状況等を詳細に記録することが必要です。（入所施設において、当該記録を適切に行うことができる場合は、後日一括記録して差し支えません。）



通所利用者負担額の受領 ※基準は児童発達支援を引用。入所支援は入所基準条例第18条

第二十四條 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定児童発達支援事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。

一 食事の提供に要する費用(指定児童発達支援事業所が児童発達支援センターである場合に限る。)

二 日用品費

三 前二号に掲げるもののほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第一号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定児童発達支援事業者は、第一項から第三項までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

6 指定児童発達支援事業者は、第三項の費用に係る便宜の提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該便宜の内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

青本P416~417

- 保護者から適当でない費用の受領がある。

※障害児通所支援又は障害児入所支援における日常生活に要する費用の取扱いについて
(平成24年3月30日付け障発0330第31号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

第4 実地指導での主な指摘事項⑦

障害児通所(入所)給付費の額に係る通知等 ※基準は児童発達支援を引用。入所支援は入所基準条例第20条。

第二十六条 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定児童発達支援に係る障害児通所給付費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費の額を通知しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、第二十四条第二項の法定代理受領を行わない指定児童発達支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付しなければならない。

青本P418

● 給付決定保護者に対して、障害児通所給付費等の金額等を記載した代理受領の通知が発行されていない。

市町村等から通所給付費等の支払を受けたときは、本来の受領者である通所給付決定保護者に対して、代理受領した金額等を書面により通知しなければなりません(参考資料⑦P52)。毎月、給付決定保護者1人1人に必ず交付することが必要です。



児童発達支援計画の作成等 ※基準は児童発達支援を引用。入所支援は入所基準条例第22条。

第二十八条 指定児童発達支援事業所の管理者は、児童発達支援管第五十五条第二項第二号において「児童発達支援計画」という。)の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握(以下この条において「アセスメント」という。)を行い、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3 児童発達支援管理責任者は、アセスメントを行うに当たっては、通所給付決定保護者及び障害児との面接を行わなければならない。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を当該通所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

4 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定児童発達支援の具体的内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しなければならない。この場合において、障害児の家族に対する援助及び当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携について当該児童発達支援計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。

5 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、前項の児童発達支援計画の原案について意見を求めるものとする。

6 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に対し、当該児童発達支援計画について説明を行い、書面によりその同意を得なければならない。

7 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成した際には、当該児童発達支援計画を通所給付決定保護者に交付しなければならない。

8 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成後、児童発達支援計画の実施状況の把握(障害児についての継続的なアセスメントを含む。次項において「モニタリング」という。)を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも六月に一回以上、児童発達支援計画の見直しを行い、必要に応じて当該児童発達支援計画の変更を行うものとする。

青本P420~421

第4 実地指導での主な指摘事項⑧

児童発達支援計画の作成等 ※基準は児童発達支援を引用。入所支援は入所基準条例第22条。

- 9 児童発達支援管理責任者は、モニタリングを行うに当たっては、通所給付決定保護者に対し継続的に連絡を行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
- 一 定期的に通所給付決定保護者及び障害児に面接すること。
 - 二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。
- 10 第二項から第七項までの規定は、第八項の児童発達支援計画の変更について準用する。

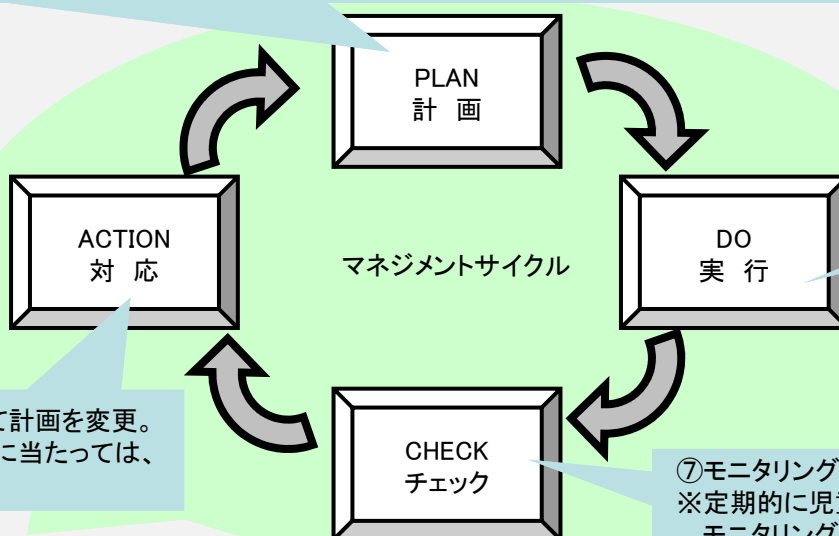
青本P420~421

●個別支援計画が作成、見直しがされていない。

- アセスメントが計画原案の作成前に実施されていない。
- 個別支援計画書の様式について、記載する内容が不十分。
- 計画作成の際に、担当者会議が開催されていないまたは会議に関する記録が不十分。
- 作成者が他の従業者になっている。
- 個別支援計画の原案が作成されていないまたは記録として残していない。
- 個別支援計画に「通所給付決定保護者及び障害児の生活に関する意向等」の記載がない。
- 個別支援計画に「通所給付決定保護者及び障害児の生活に関する意向等」、「障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期」、「生活全般の質を向上させるための課題」、「指定児童発達支援の具体的内容」、「支援を提供する上での留意事項」が記載されていない。
- 個別支援計画を交付していない。

(参考)平成28年度岡山県サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修 共通講義資料(一部体裁変更)

- ①児童・保護者と面接(アセスメントのため) ※面接前には面接の主旨を児童・保護者に説明し、理解を得る。
- ②アセスメントを行い、支援内容を検討。
- ③計画の原案を作成。 ※この中には家族に対する援助や他サービスとの連携も位置付ける。
- ④担当者会議を開催し、計画の原案に対して意見を求める。
- ⑤児童・保護者に計画について説明。書名により同意を得る。
- ⑥保護者に計画を交付。



支援を実施

- ⑨必要に応じて計画を変更。
※計画の変更にあたっては、
①～⑥を行う。

- ⑦モニタリング。
※定期的に児童・保護者と面接。
モニタリングの結果は記録する。
⑧少なくとも6ヶ月に1回計画を見直す。

サイクルを通じて

- ・障害児の状況等の的確な把握 障害児及び家族の相談に適切に応じ、かつ必要な助言その他の援助。
- ・他従業者に対する技術指導及び助言。

第4 実地指導での主な指摘事項⑨

運営規程 ※基準は児童発達支援を引用。医療型児童発達支援は第64条、保育所等訪問支援は第80条。
入所支援は入所基準条例第35条。

第三十八条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営に係る重要事項に関する規程(第四十四条において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。

- 一 目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 利用定員
- 五 指定児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
- 六 通常の事業の実施地域
- 七 サービスの利用に当たっての留意事項
- 八 緊急時等における対応方法
- 九 非常災害対策
- 十 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- 十一 虐待の防止及び早期発見並びに虐待があった場合の対応に関する事項
- 十二 その他運営に関する重要事項

青本P424~426

- 運営規程に規定された内容と実態が相違（祝日の営業、夏季休暇等の期間、送迎等）している。
- 運営規程と重要事項説明書（及び重要事項の掲示）の間で内容が相違している。
※運営規程の項目については、各基準の運営規程の項目によるものとする。
- 虐待の防止及び早期発見並びに虐待があった場合の対応に関する事項についての記載がない。

勤務体制の確保等 ※基準は児童発達支援を引用。入所支援は入所基準条例第36条。

第三十九条 指定児童発達支援事業者は、障害児に対し、適切な指定児童発達支援を提供することができるよう、指定児童発達支援事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の従業者によって指定児童発達支援を提供しなければならない。ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定児童発達支援事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

青本P426

- 事業所ごとに作成すべき勤務予定表（原則として月ごと）が作成されていない。
- 全ての従業者（管理者、医師、看護職員等を含む）が記載された勤務予定表となっていない。
- 人員の基準が満たされているか、確認を行っていない。
- 勤務予定表に従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、職種、兼務関係等が明記されていない。
- 管理者及び従業者等（特に非常勤職員等の短時間雇用従業者）の勤務条件が雇用契約書等により明確になっていない。
- 研修計画がなく、計画的な研修が実施されていない。
- 関連法人の従業者が直接処遇職員としてサービス提供していた。

第4 実地指導での主な指摘事項⑩

指定児童発達支援等において、指導員ごとのシフト表だけを作成している事業所がありますが、これでは管理者が把握する項目として足りません。勤務体制の確保のため、勤務予定表は、月ごとに事業所（施設）ごとに作成する必要があります。作成に当たっては、管理者を含めた当該事業に関わる従業員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、職種、他の職種等との兼務関係を明確にしたものとしてください。

複数の障害児通所支援等の事業を多機能型として行っている場合は、それぞれの事業の勤務体制を含めた勤務予定表として作成しても差し支えありません。

従業員が複数の職種を兼務している場合（管理者が児童発達支援管理責任者を兼務している場合を除く）、職種ごとの勤務時間を明記する必要があります。

管理者は、常に事業所（施設）の人員基準が満たされているかどうか、勤務予定表等により管理してください。

また、通所給付費等の算定において人員欠如減算の対象となる事業については、従業員の勤務実績時間数を把握し、人員基準を満たしているかを毎月確認してください。



常勤・非常勤を問わず、従業員に労働条件（雇用期間、就業場所、従事する業務、勤務時間等）を書面で示すことが必要です。（労働条件通知書・雇用契約書等を作成し、交付する）

より良いサービスの提供は、より良い労働条件の下でのみ確保されとの考えから、労働基準法等労働関係法令を遵守することが大切です。

また、法人代表、役員が管理者、児童発達支援管理責任者等の常勤従業員となる場合も、就業場所、従事する業務、勤務時間等を明らかにしてください。



- 研修が計画的に実施されていない。または非常勤の従業員について研修が実施されていない。
- 研修（内部、外部を含む）の実施記録等が保存されていない。

運営規程に定めた研修回数により年間計画等を策定し、従業員の資質の向上のため実施し、実施後は参加者名簿、研修内容、資料等も含め、記録を残してください。

事業所として、取り組むべき研修の内容としては、従業員の技術向上のほかに、職員のモラル、感染症、事故やひやり・はっと、虐待防止、苦情対応などが考えられます。研修に参加できなかった従業員や新規従業員のためなどに記録を残し、個別に対応するなどして従業員の質の向上に努めてください。



定員の遵守 ※基準は児童発達支援を引用。入所支援は入所基準条例第37条。

第四十条 指定児童発達支援事業者は、利用定員及び指導訓練室の定員を超えて指定児童発達支援の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

青本P426~427

- やむを得ない事情の確認が不十分な状態で1日の利用定員を超え受け入れている。

障害児通所給付費の減算の有無に関わらず、原則として定員は遵守すべきものである。利用定員を超えた受入については、適正なサービスの提供が確保されることを前提とし、地域の社会資源の状況等から新規の障害児を当該事業所において受け入れる必要がある場合等やむを得ない事情が存在する場合に限り可能とされていることに留意すること。



第4 実地指導での主な指摘事項①

非常災害対策 ※基準は児童発達支援を引用。入所支援は入所基準条例第38条。

第四十一条 指定児童発達支援事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、利用者の障害の状態及び地域の自然的社会的条件を踏まえ、想定される非常災害の種類ごとに、その規模及び被害の程度に応じた当該非常災害への対応に関する具体的な計画を策定するとともに、非常災害時の関係機関への通報及び関係者との連絡の体制を整備し、それらの内容を定期的に従業員に周知しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、非常災害に備えるため、前項の計画に従い、避難又は救出に係る訓練その他必要な訓練を、その実効性を確保しつつ、定期的に行わなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、非常災害時における利用者等の安全の確保が図られるよう、あらかじめ、市町村、近隣住民、障害福祉サービスを行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等と相互に支援及び協力を行うための体制の整備に努めるものとする。

5 指定児童発達支援事業者は、非常災害時において、障害者、乳幼児、高齢者等特に配慮を要する者の支援に努めるものとする。

青本P427

- 事業所で想定される非常災害への具体的な計画（消防計画等に準じたもの）が策定されていない。
また、避難経路図（一次避難場所及び地域避難場所を含む。）が作成されていない。
- 非常災害に備えた避難、救出その他必要な訓練が実施されていない。
- 事業所が浸水想定区域内に所在しているにもかかわらず、現行の避難計画が洪水を想定したものとなっていないなど、地域の自然的条件を踏まえたものとなっていない。
- 関係機関への通報及び連絡体制の整備に関し不備がみられた。

「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備」とは、消防法（昭和23年法律第186号）その他法令等に規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置しなければならないとされています。

詳細については、最寄りの消防署にご確認ください。



<参考>

消防用設備等	根拠法令
防災クロス・カーテン等	消防法第8条の3、消防法施行令第4条の3
誘導灯	消防法第17条第1項、消防法施行令第26条
消火器	消防法第17条第1項、消防法施行令第10条
自動火災報知設備	消防法第17条第1項、消防法施行令第21条
消防機関へ通報する火災報知設備 ※消防署に近接している場合、設置義務がない場合があります。	消防法第17条第1項、消防法施行令第23条
スプリンクラー設備 ※規模や用途により設置義務がない場合があります。	消防法第17条第1項、消防法施行令第12条

「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定に基づき定められる者に行わせるものとする。



第4 実地指導での主な指摘事項⑫

掲示 ※基準は児童発達支援を引用。入所支援は入所基準条例第41条。

第四十四条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、前条の協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

青本P428

- 重要事項の掲示がされていない。
- 運営規程及び重要事項説明書を事業所内に掲示していたが、現行の内容と一致していない（変更前の内容）。

身体拘束等の禁止 ※基準は児童発達支援を引用。入所支援は入所基準条例第42条。

第四十五条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他障害児の行動を制限する行為(次項において「身体拘束等」という。)を行ってはならない。

2 指定児童発達支援事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況、緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

青本P428

障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはなりません。

緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う場合にあっては、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければなりません。



会計の区分 ※基準は児童発達支援を引用。入所支援は入所基準条例第51条。

第五十四条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定児童発達支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

青本P432

- 日中一次支援等の他のサービスと会計が区分されていない。

第4 実地指導での主な指摘事項⑬

事故発生時の対応 ※基準は児童発達支援を引用。入所支援は入所基準条例第50条。

第五十三条 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

青本P 431～432

- 保護者や関係機関への連絡が速やかに行われていない。

事故が発生した場合は、必要な措置（医療機関への搬送等）を行うとともに、事故の状況や措置した内容を、速やかに障害児の家族に報告してください。

また、市町村（障害児の給付決定市町村）や岡山県（指定指導権限のある市）への報告が必要です。（軽微なものは除く。）

事故等の記録は、軽微なものであっても、台帳や報告書に記載してください。

組織として迅速かつ適切に対応するため、当該事故の発生日、内容等を記録し、原因の解明（分析）を行うなど、事業所全体で再発防止のための取組みを行うことが必要です。

- 事故等の要領・マニュアル（手順）の作成（報告書等様式含む）
- リスクマネジメント体制の確立（リスクの抽出等）
- 再発防止処置（ひやり・はっと事例を含む原因の解明、分析）
- 損害賠償保険の加入
- サービスの評価、満足度調査
- 研修会の開催など



記録の整備 ※基準は児童発達支援を引用。入所支援は入所基準条例第52条。

第五十五条 指定児童発達支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定児童発達支援を提供した日から五年間保存しなければならない。

- 一 第二十二条第一項の規定による提供した指定児童発達支援に係る必要な事項の記録
- 二 児童発達支援計画
- 三 第三十六条の規定による市町村への通知に係る記録
- 四 第四十五条第二項の規定による身体拘束等の記録
- 五 第五十一条第二項の規定による苦情の内容等の記録
- 六 第五十三条第二項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

青本P 432～433

- 指定事業所で必要な記録が整備されていない。
- サービス提供に関する諸記録が5年間保存されていない。

※保存する記録については、各基準に定められるものによること。

<補足>この他気をつけていただきたい点①

今年度の実地指導において指摘事項はありませんでしたが、適切な支援提供のために、以下のことについてもご留意ください。

提供拒否の禁止 ※基準は児童発達支援を引用。入所支援は入所基準条例第8条。

第十五条 指定児童発達支援事業者は、正当な理由がなく、指定児童発達支援の提供を拒んではならない。

青本P414

- 利用申込者に対し、正当な理由が無く、サービス提供を拒否している。

原則として、利用申込みに対して応じなければならないことを規定したものであり、特に、障害の程度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものです。

提供を拒むことのできる正当な理由は、一般的には、以下のとおりとなります。

- ① 当該事業所の従業者の勤務体制からは利用申込みに応じきれない場合
- ② 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合
- ③ 当該事業所の運営規程において、主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない利用申込者から利用申込みがあった場合、その他障害児に対し自ら適切な指定児童発達支援等を提供することが困難な場合
- ④ 入院治療が必要な場合
- ⑤ 当該事業所の利用定員を超える利用申込みがあった場合



運営規程に定めている「通常の事業の実施地域」又は「主たる対象とする障害の種類」に該当しない利用申込みがあった場合であっても、適切なサービス提供が可能と判断されるときは、利用申込みに応じることは差支えありません。

なお、利用申込みを断る場合には、その理由を利用申込者に十分に説明し、了解を得た上で、適切な他の指定児童発達支援事業者等を紹介するなどの必要な措置を速やかに講じなければなりません。また、できる限り利用申込者と対応した内容を記録し残すよう努めてください。

受給資格の確認 ※基準は児童発達支援を引用。入所支援は入所基準条例第11条。

第十八条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供を求められた場合は、通所給付決定保護者の提示する通所受給者証によって、通所給付決定の有無、通所給付決定がなされた指定通所支援の種類、通所給付決定の有効期間、支給量等確かめるものとする。

青本P414～415

- 障害児の受給者証の写しを取るなどの方法による確認をしていない。
- 障害児の受給者証の写しについて、給付決定期間の有効期限が切れたままで更新されていない。

<補足>この他気をつけていただきたい点②

取扱方針 ※基準は児童発達支援を引用。入所支援は入所基準条例第21条。

第二十七条 指定児童発達支援事業者は、次条第一項の児童発達支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に
応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定児童発達支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配
慮しなければならない。

2 指定児童発達支援事業所の従業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、通所給付決
定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、その提供する指定児童発達支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなけれ
ばならない。

青本P418~419

●法人代表者の責任の下、管理者が従業者と協議し、自ら提供するサービスの質についての評価を実施して
いない。

自ら提供するサービスが適切かどうかについて、放課後等デイサービスガイドラインの評価表の活用や
満足度調査などの方法により評価し、サービスの質の向上に役立ててください。
評価結果については、重要事項説明書に添付する、利用申込者に配布する、事業所の見やすい場所に掲示
するなどの方法により、積極的な公表に努めてください。



管理者の責務 ※基準は児童発達支援を引用。入所支援は入所基準条例第33条第2項。

第三十七条 指定児童発達支援事業所の管理者は、当該指定児童発達支援事業所の従業者及び業務の管理その
他の管理を、一元的に行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業所の管理者は、当該指定児童発達支援事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるた
めに必要な指揮命令を行うものとする。

青本P424

●管理者が従業者への指揮命令及び業務管理を適切に行えていないため、従業者が基準を守れていない。

健全な事業運営のために管理者として、従業者に対して必要な指示や業務等を指揮命令してください。
また、利用申込者等からの苦情・相談対応や、従業者の日々の動静の把握することなど、障害児及び従業
員の全体の管理を行ってください。



<補足>この他気をつけていただきたい点③

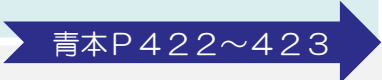
健康管理 ※基準は児童発達支援を引用。入所支援は入所基準条例第41条。

第三十四条 指定児童発達支援事業者(児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行う者に限る。)は、常に障害児の健康の状況に注意するとともに、通所する障害児に対し、通所開始時の健康診断、定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法(昭和三十三年法律第五十六号)に規定する健康診断に準じて行わなければならない。この場合において、定期健康診断は少なくとも一年に二回行うものとする。

2 前項の指定児童発達支援事業者は、同項の規定にかかわらず、次の表の上(左)欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の下(右)欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定児童発達支援事業者は、それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における障害児の通所開始前の健康診断	通所する障害児に対する障害児の通所開始時の健康診断
障害児が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断

3 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものに限る。)の従業員の健康診断に当たっては、綿密な注意を払わなければならない。



- 障害児の健康診断が行われていない。
- 従業員(常勤、非常勤)の健康診断が行われていない。
また、健康診断の結果を把握し記録を残すなどの方法により、必要な管理を行っていない。

児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所及び入所施設は、障害児の健康管理の把握に努め、医師、又は看護師等その他適切な者を健康管理の責任者とし、障害児の健康状態に応じて適切な措置を講じてください。



管理者は従業員(施設職員含む)健康状態について、必要な管理を行うことが必要です。従業員の健康管理については、労働安全衛生規則第43条及び第44条を遵守し、採用時及び年1回の健康診断の実施を徹底してください。短時間のパートタイム雇用等で事業主による健康診断の実施が義務付けられていない従業員に関しては、加入している健康保険組合が実施する健康診断等を受診した結果を提出させ記録する等、健康状態を定期的に把握するよう必要な措置を講じてください。

なお、従業員等の健康診断の結果について把握した内容は、実地指導時において確認しますので、全従業員の健康診断の受診日一覧表を作成するなどにより、従業員の受診状況について把握し、保管してください。



＜補足＞この他気をつけていただきたい点④

衛生管理等 ※基準は児童発達支援及び福祉型障害児入所施設を引用。

第四十二条 指定児童発達支援事業者は、障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

青本P428

第三十九条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の希望等を勘案し、適切な方法により、障害児を入浴させ、又は清しきしなければならない。

青本P502

●感染症マニュアルを整備し、従業者に周知するなど感染症予防に必要な措置をとっていない。

●事業所（施設）の設備及び備品等について、衛生的な管理が行われていない。

従業者が感染源となることを予防し、また従業者を感染の危険から守るため、次の事項を行うなど対策を講じることが必要です。

- ① 感染症又は食中毒の発生及びまん延を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。
- ② 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。
- ③ 空調設備等により事業所内の適温の確保に努めること。
- ④ 共用タオルの廃止、手洗い・うがいの励行など
- ⑤ 手指を洗浄するための設備や使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備える。
- ⑥ 感染症マニュアルを整備し、従業者に周知する。
- ⑦ 感染予防に関する研修を行う。（インフルエンザ、ノロウイルス、食中毒など）



<補足>この他気をつけていただきたい点⑤

秘密保持等 ※基準は児童発達支援を引用。入所支援は入所基準条例第45条。

第四十八条 指定児童発達支援事業所の管理者及び従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定児童発達支援事業者は、管理者又は従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、指定障害児入所施設等、指定障害福祉サービス事業者等(障害者総合支援法第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等をいう。)その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ書面により当該障害児又はその家族の同意を得ておかななければならない。

青本P 429

- 従業者の秘密保持義務について、就業規則又は雇用契約書、誓約書等に明記されていない。
- 従業者の退職後における秘密の保持が就業規則等に明記されていない。

従業者の秘密保持義務について、在職中と併せて当該従業者の退職後における秘密保持義務を就業規則、雇用契約書、誓約書等に明記してください。
また、漏らしてはならない内容が、「障害児及び家族の情報」であることをはっきり明記してください。



- 個人情報の使用について、障害児及び家族等から文書による同意を得ていない。
- 障害児の家族等から個人情報の使用同意を得る様式になっていない。
- 家族の同意欄が、家族代表となっており、複数名の家族から同意を得る様式になっていない。

事業者が利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報(家族に関するものもあり得ます。)を他の指定障害福祉サービス事業者等と共有するためには、あらかじめ文書により利用申込者及びその家族から(包括的な)同意を得ておくことが必要です。

同意を得る家族については、家族代表としての同意ではなく、個人情報を使用すると思われる家族の同意を得る様式としてください。(家族の同意欄は複数設けること。)



<補足>この他気をつけていただきたい点⑥

苦情解決 ※基準は児童発達支援を引用。入所支援は入所基準条例第48条。

第五十一条 指定児童発達支援事業者は、その提供した指定児童発達支援に関する障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置する等必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、その提供した指定児童発達支援に関し、法第二十一条の五の二十一第一項の規定により知事又は市町村長(以下この項及び次項において「知事等」という。)が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定児童発達支援事業者の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して知事等が行う調査に協力するとともに、知事等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

青本P 430~431

- 苦情解決に関する記録様式（報告書、台帳等）が作成されていない。
- 苦情解決の内容が記録様式に記録されていない。
- 苦情の内容で「その後の経過」、「再発防止のための取組み」が記録されていない。
- 事業所として、「再発防止のための取組み」が行われていない。

組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情の受付日、内容等を記録し、原因の解明（分析）を行うなど再発防止のための取組みを行うこととしてください。

また、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行う必要があることから、研修を行い、併せて次の事項を行うなど積極的な取組を行ってください。

- 苦情解決の要領・マニュアル（手順）の作成（報告書等様式含む）
- 苦情受付の確立・体制の整備
- 再発防止処置（原因の解明、分析）
- 第三者委員の設置
- サービスの評価、満足度調査
- 研修会の開催



第5 実地指導での主な指摘事項①

1 届出手続きの運用

加算等が算定されなくなる場合の届出の取扱い

留意事項通知 第一 5

指定障害児通所支援事業所等の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなることが明らかな場合は、速やかにその旨を届出させることとする。

なお、この場合は、加算等が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定を行わないものとする。

また、この場合において届出を行わず、当該算定について請求を行った場合は、不正請求となり、支払われた障害児通所給付費等は不当利得となるので返還措置を講ずることになることは当然であるが、悪質な場合には指定の取消しをもって対処すること。

赤本P667

●加算の算定条件を満たさなくなっている（資格を有する職員が異動（退職）した等）にもかかわらず、届出をしていない。

2 報酬の算定に関する事項

人員欠如減算

報酬告示別表 第1 注3 (1)

児童発達支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。（中略）

(1) 障害児の数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合 別に厚生労働大臣が定める割合

赤本P688

留意事項通知 第二 1 通則 (6)

人員欠如に該当する場合の所定単位数の算定について

① 対象となる支援

児童発達支援(児童発達支援センターで行う場合を除く。)放課後等デイサービス、基準該当通所支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援

② 算定される単位数

(一) 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の欠如について

ア 減算が適用される月から3月未満の月については、所定単位数の100分の70とする。

イ 減算が適用される月から連続して3月以上の月については、所定単位数の100分の50とする。

(二) 児童発達支援管理責任者の人員欠如について

ア 減算が適用される月から5月未満の月については、所定単位数の100分の70とする。

イ 減算が適用される月から連続して5月以上の月については、所定単位数の100分の50とする。

第5 実地指導での主な指摘事項②

なお、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援については、(二)のみ適用される。

※(一)及び二の当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計について減算するものではないことに留意すること。

③ 指定障害児通所支援事業所における従業者の員数が、指定通所基準の規定により配置すべき員数を下回っているいわゆる人員欠如については、通所報酬告示及び第271号告示の規定に基づき、障害児通所給付費等を減額することとしているところであるが、これは、適正なサービスの提供を確保するための規定であり、指定障害児通所支援事業所等は、人員欠如の未然防止を図るよう努めるものとする。

④ 人員欠如減算の具体的取扱い

(一) 指定通所基準の規定により配置すべき従業者(児童発達支援管理責任者を除く)については、人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合には、その翌月から人員欠如が解消されるに至った月まで、障害児全員(複数のサービス提供単位が設置されている場合にあつては、人員欠如に該当するサービス提供単位の障害児全員。(二)、(三)及び(四)において同じ。)について減算される。

また、人員基準上必要とされる員数から1割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、障害児全員について減算される(ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。)

(二) (一)以外の人員欠如については、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、障害児全員について減算される(ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。)

(三) 常勤又は専従など、従業者の員数以外の要件を満たしていない場合には、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、障害児全員について減算される(ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。)

(四) 多機能型事業所であつて、複数の障害児通所支援の合計数に基づき、配置すべき指導員等の員数等を満たしていない場合には、当該複数の障害児通所支援の障害児全員について減算される。

⑤ 人員基準については、指定通所基準に規定する人員基準を満たさない場合にはじめて人員欠如となるものであり、指定通所基準に規定する人員基準に対応する所定単位数を基にして減算を行うものであること。

⑥ 都道府県知事は、著しい人員欠如が継続する場合には、従業者の増員、利用定員等の見直し、事業の休止等を指導すること。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。

赤本P671~673

●人員が不足・欠如しているにもかかわらず、届出がなく、人員欠如減算で算定されていなかった。

① 指定基準の規定により配置すべき従業者(児童発達支援管理責任者を除く)については、人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合には、その翌月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用児童全員について、所定単位数の100分の70(連続して3月以上の月については100分の50)で算定してください。(1割の範囲内で減少した場合は翌々月から減算になります。)

② ①以外の人員欠如については、その翌々月から人員欠如が解消された月まで、利用児童全員について、所定単位数の100分の70(連続して5月以上の月については100分の50)で算定してください。

なお、多機能型事業所等であつて、複数の障害児通所支援の合計数に基づき、配置すべき児童指導員等の員数等を満たしていない場合には当該複数の障害児通所支援の利用児童全員について減算となります。



第5 実地指導での主な指摘事項③

個別支援計画未作成減算・自己評価結果未公表減算

報酬告示別表 第1 注3

児童発達支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。ただし、(3)については、平成31年3月31日までの間は、算定しない。

(1) (略)

(2) 指定児童発達支援又は基準該当児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第27条(指定通所基準第54条の9において準用する場合を含む。)の規定に従い、児童発達支援計画(指定通所基準第27条第1項に規定する児童発達支援計画をいう。以下同じ。)が作成されていない場合

次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合

(一) 児童発達支援計画が作成されていない期間が3月未満の場合 100分の70

(二) 児童発達支援計画が作成されていない期間が3月以上の場合 100分の50

(3) 指定児童発達支援、共生型児童発達支援又は基準該当児童発達支援(以下「指定児童発達支援等」という。)の提供に当たって、指定通所基準第26条第5項(指定通所基準第54条の5及び第54条の9において準用する場合を含む。)に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出していない場合 100分の85

赤本P694

- 通所支援計画が作成されていないにもかかわらず、報酬の減算をしていなかった。
- 自己評価等の公表を指定権者に届出されていないにもかかわらず、報酬の減算をしていなかった。
- 自己評価結果公表の届出では、玄関に評価結果を掲示することとしていたが、利用者の保護者にアンケート結果を配布した以後、掲示をやめていた。

平成30年度報酬改定により、通所支援計画未作成減算については減算に係る率が引き上げられました。また、自己評価結果未公表減算については事業所の自己評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表していない場合の減算が新設されました。



休業日に放課後等デイサービスを行う場合

報酬告示別表 第3 注2

ロ及びハの(2)については、就学児に対し、**休業日**に、指定放課後等デイサービスの単位(ロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出たものに限る。)において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

赤本P786

- 学校教育法施行規則第61条において、休業日と定められていない日にサービス提供を行った際に、休業日の単価で請求を行っていた。
- 本人都合で学校を休み事業所を利用していた際に、休業日の単価で請求を行っていた。

上記の休業日とは、学校教育法施行規則第61条で定められている日のことをいうことから、この日に該当しない場合は授業終了後の単価を適用してください。



第5 実地指導での主な指摘事項④

児童指導員等加配加算

報酬告示別表 第1 注8

常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号。以下「特区法」という。)第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある児童発達支援事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この注、注9、注11及び6の注3の(1)において同じ。)若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する専門職員(以下この注及び注9において「理学療法士等」という。)、児童指導員若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する者(以下この注及び注9において「児童指導員等」という。)又はその他の従業者(当該別に厚生労働大臣が定める基準に適合する者を除く。以下この注及び注9において同じ。)を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所(二の(1)又は(2)を算定する場合にあつては、注2の2の加算を算定している指定児童発達支援事業所において、児童指導員等又は保育士を2以上配置している場合に限る。)において、指定児童発達支援を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

赤本P696~703

- 加配職員として1名配置するよう届け出ているが、当該職員が有給休暇を取得しており、常勤換算方法により1以上の配置ができていないことが確認された。
- 職員の変動により、加配職員の要件を満たしていないにもかかわらず、加算を算定していた。

福祉専門職員配置等加算

報酬告示別表 第1 6

福祉専門職員配置等加算

- イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)
- ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)
- ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)

赤本P714~717

- 職員の変動により、加配職員の要件を満たしていないにもかかわらず、加算を算定していた。

上記の2つの加算については、算定している事業所が多いにもかかわらず、該当職員が異動しても変更の届出を要しないことから、要件を満たさない職員が配置された時に加算の取り下げを忘れたまま加算を算定し続けている事例が散見されます。職員が異動した際には、管理者が、算定している加算の種類にかかわらず、必ず要件を満たしているかどうかを点検するようにしてください。

また、児童指導員等加配加算では、1以上配置については、常勤換算による算定であるとされています。常勤換算は、対象となる従業者の勤務延べ時間数/常勤の従業者が勤務すべき時間数により求められることから、実際に勤務していない時間を含めることはできませんので注意してください。



第5 実地指導での主な指摘事項⑤

家庭連携加算

報酬告示別表 第1 2

指定児童発達支援事業所等において指定通所基準第5条若しくは第6条、第54条の2第1号、第54条の3第2号若しくは第54条の4第4号又は第54条の6の規定により指定児童発達支援事業所等に置くべき従業者(栄養士及び調理員を除く)が、**児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て**、障害児の居宅を訪問して障害児及びその家族等に対する相談援助等を行った場合に、**1月につき2回を限度**として、その内容の指定児童発達支援等を行うのに要する**標準的な時間**で所定単位数を加算する。

赤本P710~711

- 相談援助を行った記録が不十分だった。
- 通所支援計画の内容説明に要した時間を加算の算定時間に含めていた。
- 保護者に事前の説明・同意を得ていなかった。

あらかじめ給付決定保護者の同意を得た上で、障害児の居宅を訪問し、障害児及びその家族等に対する相談援助等の支援を行った場合に、1回の訪問に要した時間に応じ、算定することとしてください。また、その際、必ず記録するようにしてください。



事業所内相談支援加算

報酬告示別表 第1 2の2

指定児童発達支援事業所等において、児童発達支援事業所等従業者が、**児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て**、障害児及びその家族等に対する相談援助を行った場合に、**1月につき1回を限度**として、所定単位数を加算する。

ただし、同一日に2の家庭連携加算又は3の訪問支援特別加算を算定している場合は、算定しない。

赤本P710~713

- 保護者に事前の説明・同意を得ていなかった。また、相談援助に関する内容が記録されていなかった。
- 児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画において、当該加算に関する記載がない。

訪問支援特別加算

報酬告示別表 第1 3

指定児童発達支援事業所等において継続して指定児童発達支援等を利用する障害児について、連続した5日間、当該指定児童発達支援等を利用がなかった場合において、児童発達支援事業所等従業者が、**児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て**、当該障害児の居宅を訪問して当該指定児童発達支援事業所等における指定児童発達支援等に係る相談援助を行った場合に、**1月につき2回を限度**として、その内容の指定児童発達支援等を行うのに要する**標準的な時間**で所定単位数を加算する。

赤本P712~713

- 児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画において、当該加算に関する記載がない。
- 現に要した時間で算定していた。
- 保護者に事前の説明・同意を得ていなかった。

第5 実地指導での主な指摘事項⑥

欠席時対応加算

報酬告示別表 第1 8

指定児童発達支援事業所等において指定児童発達支援等を利用する障害児が、あらかじめ当該指定児童発達支援事業所等の利用を予定した日に、急病等によりその利用を中止した場合において、児童発達支援事業所等従業者が、障害児又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該障害児の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として所定単位数を算定する。

留意事項通知 第二の2 (1) ⑪

指通所報酬告示第1の8の欠席時対応加算については、以下のとおり取り扱うこととする。

(一) 加算の算定に当たっては、急病等によりその利用を中止した日の前々日、前日又は当日に中止の連絡があった場合について算定可能とする。

(二) 「障害児又はその家族等との連絡調整その他の相談支援を行う」とは、電話等により当該障害児の状況を確認し、引き続き当該指定児童発達支援等の利用を促すなどの相談援助を行うとともに、当該相談援助の内容を記録することであり、直接の面会や自宅への訪問等を要しない。

赤本P718~719

- 利用を中止した日の前々日より前に連絡があったにもかかわらず、場合に当該加算を算定している。
- 連絡日の記録が無く、利用予定日の何日前の連絡であるかが分からない。
- 相談援助の記録が確認できない。

利用中止日の前々日、前日又は当日に中止の連絡があった場合に算定可能となります。また、電話等で確認した利用者の状況、相談援助の内容を記録してください。



関係機関連携加算

報酬告示別表 第1 12の2

留意事項通知 第二の2 (1) ⑮の2

赤本P728~731

- 関係機関との会議の開催について、あらかじめ保護者の同意が見受けられなかった。
- 通所支援計画に関係機関との連携の具体的な方法等が記載されていなかった。
- 関係機関との会議の開催について、保護者の同意が見受けられなかった。
- 出席者、開催日時、内容要旨及び通所支援計画に反映させるべき内容が記録されていなかった。

関係機関連携加算Ⅰを算定する場合、児童発達支援計画に関する会議の結果や日々の連絡調整等を踏まえ、児童発達支援計画に関係機関との連携の具体的な方法等を記載し、児童発達支援計画を作成又は見直しをすることが必要です。なお、連携の具体的な方法等の記載に当たっては、関係機関との連絡調整等を踏まえていることが通所給付決定保護者にわかるよう留意しなければなりません。



第5 実地指導での主な指摘事項⑦

福祉・介護職員処遇改善加算

報酬告示別表 第1 13

留意事項通知 第二の2 (1) ⑩

赤本P732~739

●処遇改善の対象とならない職員（日中一時支援等の他の事業の職員や管理者など）に、処遇改善加算から給与等を支払っている。

●処遇改善計画書について、職員への周知が確認できない。

事務連絡
令和元年5月10日

都道府県
各 指定都市 障害児支援担当課 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

児童発達支援の提供における安全管理の徹底について

障害保健福祉行政の推進につきましては、日々御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

先般、滋賀県大津市において、保育所外での移動中に園児2名が亡くなるという大変痛ましい事故が発生しました。

これを受け、内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）及び厚生労働省子ども家庭局保育課の連名により、保育中の事故防止及び安全対策について、保育所保育指針（平成29年厚生労働大臣告示第117号）に示す取扱いの徹底を管内市町村及び保育所等に周知いただくよう、事務連絡「保育所等での保育における安全管理の徹底について」を発出致しております（別添参考）。

児童発達支援事業所における児童発達支援の提供に当たっても、「児童発達支援ガイドライン」（別紙）に基づき、施設外も含めた支援の提供中の事故等の防止に向けた安全対策について、引き続き徹底を図っていただきますよう、管内市町村及び児童発達支援事業所へ周知をお願いいたします。

○ 児童発達支援ガイドライン（平成 29 年 7 月 24 日障害保健福祉部長通知）（抄）

第 5 章 児童発達支援の提供体制

4 衛生管理、安全対策

（4）安全確保

○ 職員は、支援の提供中に起きる事故やケガを防止するために、室内や屋外の環境の安全性について毎日点検し、必要な補修等を行い、危険を排除することが必要である。

また、職員は、衝動的に建物から出てしまう子ども等もいるため、子どもの特性を理解した上で、必要な安全の確保を行う必要である。

○ 設置者・管理者は、発生した事故事例や、事故につながりそうな事例の情報を収集し、ヒヤリハット事例集を作成し、職員間で共有することが必要である。

参考：児童発達支援ガイドライン 全文（厚生労働省ホームページ）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000117218.html>

事務連絡
令和元年6月17日

各 { 都道府県
指定都市
中核市 } 民生主管部（局）担当者 殿

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課
厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

児童福祉施設等に設置している遊具等の安全管理の強化について

令和元年5月5日に、地区公園において、滑り台の滑走面の隙間に小指が挟まり、小学生女児が骨折する事故が発生しました。

今般の事故から、別紙のとおり、国土交通省都市局公園緑地・景観課公園利用推進官から「都市公園における安全確保について」が通知され、類似事故の再発防止に努めるよう、注意喚起が行われたところです。

児童福祉施設等に設置している遊具の安全確保については、「児童福祉施設等に設置している遊具等の安全確保について」（平成20年8月29日雇児総発第0829002号、障発第0829001号）等により、遊具の安全確保・事故防止対策に努めていただいているところですが、各都道府県・指定都市・中核市民生主管課におかれては、日常の点検と不備があった場合の適切かつ速やかな対応について、より一層万全を期されるよう、管内の児童福祉施設等及び市町村に対して指導方お願いいたします。

事務連絡
令和元年6月5日

各都道府県及び指定都市
都市公園管理担当課長 様

国土交通省 都市局
公園緑地・景観課 公園利用推進官

都市公園における安全確保について

令和元年5月4日（土）午後2時頃、特殊公園内において大型遊戯施設の装飾部品が落下し、小学生女児が軽傷を負う事故が発生したため、別添1のとおりお知らせする。

また、同年5月5日（日）午後2時頃、地区公園において滑り台の滑走面の隙間に小指が挟まり、小学生女児が骨折する事故が発生したため、別添2のとおりお知らせする。

前者の事故に関しては、当該大型遊戯施設は、本年2月に定期点検が行われたものの、今回劣化し破断した当該装飾部品については、目視にとどまっており、十分な確認がなされていなかった。

また、後者の事故に関しては、「4-1（4）遊具の構造」において、「身体の一部が引き抜けなくなるような開口部や隙間を設けない。」、「4-3（1）点検手順に従った確実な安全点検」において、「日常点検においては、腐食・腐朽、変形、摩耗、部材の消失などに注意し、必要に応じて専門技術者による安全点検を行うものとする。」としている。

貴職におかれては、当該施設の類似施設のみならず、公園施設全般について、適切な日常点検・定期点検を行い、経年劣化等による事故につながる危険性を予見するなど、安全対策に万全を期し、類似事故の防止に努められたい。

なお、この旨を貴管内市町村（指定市を除く）に周知徹底されたい。

【事故の概要】

■発生日 令和元年5月4日（土）

■発生場所 人口約100万人以上の都市

■発生公園 特殊公園

- 状況
- ・大型遊戯施設の装飾部品が落下し、小学5年生女児が右太ももにあざと、左腕に擦り傷を負う事故が発生した。
 - ・落下した装飾部品は、マストの帆を畳んだ形状の装飾物の一部。帆（布製）は山が三つできるように、両端及び両端からそれぞれ3分の1の箇所、計4か所で帆桁（金属パイプ）にロープ及びリベット、樹脂製の硬化剤で固定されていたが、帆の経年劣化により、ロープにより固定されていた箇所（帆）が折れ、帆桁から離脱し落下した。
 - ・当該遊具は2月に定期点検が行われていたが、落下した装飾部品については目視のみとなっており、劣化部の十分な確認が行われなかった。
 - ・事故発生後、公園内の落下物の危険がある箇所の緊急点検を実施。

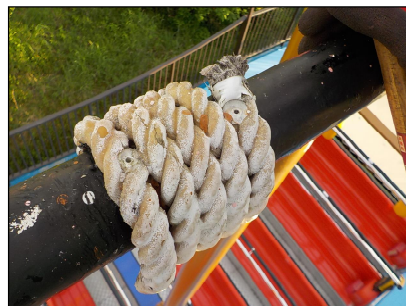
■事故関連写真



事故が発生した遊具及び落下箇所

落下した装飾物の一部

ロープ（両端2か所をリベットで固定）



落下物の破損箇所（右端）

落下物の破損箇所（左端）



【事故の概要】

- 発生日 令和元年5月5日（日）
- 発生場所 人口約10万人未満の都市
- 発生公園 地区公園
- 状況
 - ・滑り台を滑走中の小学生女児が、滑走面にあった隙間に小指を挟み骨折する事故が発生した。
 - ・隙間（約30mm）は、プラスチック板の固定が不十分で熱膨張により変形したことにより生じたものである。
 - ・当該遊具については、昨年7月の定期点検において滑走面の一部が変形されていることが確認されているが、当時は挟み込みの可能性が低いとされていたところ。
 - ・事故発生後については、遊具の使用を停止し、滑り台部の改良工事を行うこととしている。

■ 事故関連写真



事故が発生した遊具



指を挟んだ箇所

事務連絡
令和2年3月6日

各 { 都道府県
政令指定都市
中核市 }

障害児支援主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての
放課後等デイサービス事業所等の対応について（その4）

令和2年度の放課後等デイサービス事業所の基本報酬区分（区分1または区分2）の算定に当たり、下記の通りの取扱いといたしますので、管内市町村に対し周知をお願いいたします。

記

令和元年度の利用児童実績に代えて、平成31年4月から令和2年2月までの11か月間の利用児童実績（以下「11か月実績」という）を用いて報酬区分を決定する。

ただし、令和元年度の実績を用いることにより区分1となる事業所については、令和元年度実績を用いることとして差支えない。

以上

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 TEL：03-5253-1111（内線3037，3102） FAX：03-3591-8914 E-mail： shougaijishien@mhlw.go.jp
--

(4月通知予定)

放課後等デイサービス及び児童発達支援における令和2年度のサービス提供分に係る報酬区分の取扱いについて

放課後等デイサービス事業所管理者 殿
児童発達支援事業所管理者 殿

※本メールは、県所管事業所に Bcc で送付しております。

岡山県保健福祉課指導監査室です。
お世話になります。

このことについて、放課後等デイサービスにおける令和2年4月以降のサービス提供分に係る報酬区分の取扱いについて、次のとおりとします。

令和2年4月以降のサービス提供分に係る報酬区分については、令和元年度の利用児童実績に代えて、平成31年4月から令和2年2月までの11か月間の利用児童実績を用いて報酬区分を決定する。ただし、令和元年度の利用実績をいることにより区分1となる事業所については、令和元年度実績を用いることとしても差支えない。

また、児童発達支援における取扱いについては、平成30年3月30日付け、障発0330第5号で厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の内容に変更はありません。

については、各事業所において、上記の方法により取り扱った結果、現在の報酬区分から変更がある場合（営業時間の変更に係るものを除く）は、次のとおり御対応くださるようお願いいたします。

(いずれのサービスについても変更がない場合は届出の必要はありませんが、実地指導に備えて別添届出書に実績の記録は残しておいてください。)

- 1 提出期限 令和2年4月15日(水)
- 2 提出書類
 - ①障害児通所給付費及び障害児入所給付費の額の算定に係る体制等に係る届出書(様式第2号)
 - ②障害児通所給付費の算定に係る体制等状況一覧表
 - ③各加算に係る届出書(別紙)
- 3 提出先
各事業所を所管する県民局健康福祉課事業者(第二)班へ届け出てください。
- 4 その他
異動日は4月1日とします。

(添付書類) 報酬算定区分に関する届出書(放課後等デイサービス).xls

(添付書類) 報酬算定区分に関する届出書(児童発達支援).xls

報酬算定区分に関する届出書

事業所・施設の名称																																																											
1 異動区分	① 新規	② 変更	③ 終了																																																								
2 利用児童の状況	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">年月</th> <th style="width: 30%;">①利用延べ人数</th> <th style="width: 30%;">② ①のうち 指標の対象児</th> <th style="width: 30%;">③ 指標の対象児 の割合(②/①)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>年4月</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>年5月</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>年6月</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>年7月</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>年8月</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>年9月</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>年10月</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>年11月</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>年12月</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>年1月</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>年2月</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>年3月</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>合計</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">※①に占める②の割合が50%以上の場合は、区分1で請求すること。</p>			年月	①利用延べ人数	② ①のうち 指標の対象児	③ 指標の対象児 の割合(②/①)	年4月				年5月				年6月				年7月				年8月				年9月				年10月				年11月				年12月				年1月				年2月				年3月				合計			
年月	①利用延べ人数	② ①のうち 指標の対象児	③ 指標の対象児 の割合(②/①)																																																								
年4月																																																											
年5月																																																											
年6月																																																											
年7月																																																											
年8月																																																											
年9月																																																											
年10月																																																											
年11月																																																											
年12月																																																											
年1月																																																											
年2月																																																											
年3月																																																											
合計																																																											

- 1 「異動区分」欄については、該当する番号に○を付してください。
- 2 区分1を算定する場合、算定利用児童の状態像についての市町村からの判定結果通知書を添付すること。

報酬算定区分に関する届出書

事業所・施設の名称																																																											
1 異動区分	① 新規 ② 変更 ③ 終了																																																										
2 利用児童の状況	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">年月</th> <th style="width: 35%;">① 利用延べ人数</th> <th style="width: 35%;">② ①うち未就学児</th> <th style="width: 20%;">③ 未就学児の割合 (②/①)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>年4月</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>年5月</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>年6月</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>年7月</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>年8月</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>年9月</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>年10月</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>年11月</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>年12月</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>年1月</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>年2月</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>年3月</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>合計</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>			年月	① 利用延べ人数	② ①うち未就学児	③ 未就学児の割合 (②/①)	年4月				年5月				年6月				年7月				年8月				年9月				年10月				年11月				年12月				年1月				年2月				年3月				合計			
	年月	① 利用延べ人数	② ①うち未就学児	③ 未就学児の割合 (②/①)																																																							
	年4月																																																										
	年5月																																																										
	年6月																																																										
	年7月																																																										
	年8月																																																										
	年9月																																																										
	年10月																																																										
	年11月																																																										
	年12月																																																										
	年1月																																																										
	年2月																																																										
	年3月																																																										
	合計																																																										
※①に占める②の割合が 70%以上の場合 は、障害児通所報酬告示第1の二の(1)「主に未就学児に対し指定児童発達支援を行う場合」の区分で請求すること。																																																											

備考 「異動区分」欄については、該当する番号に○を付してください。

都道府県
各 指定都市 障害児支援担当 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課障害児・発達障害者支援室

就学前の障害児の発達支援の無償化の施行に係る周知等について

障害保健福祉行政の推進につきましては、日々御尽力いただき厚く御礼申し上げます。
就学前の障害児の発達支援の無償化の施行に向けては、令和元年6月10日付け事務連絡「就学前障害児の発達支援の無償化に係る事務手続等について」などにおいてお示しし、これまでも御協力いただいているところですが、改めて、令和元年10月からの施行に際し留意すべき主な事項等を下記のとおりまとめましたので、内容について十分御了知の上、貴管内の保護者及び事業者等に対して遅滞なく周知するなど、その運用に遺漏なきよう取り組んでいただくとともに、各都道府県におかれましては、この旨を管内市区町村に適切に周知いただきますようお願いいたします。

なお、就学前の障害児の発達支援の無償化に係る事務について、これまでに各自治体より寄せられた御質問については、「就学前の障害児の発達支援の無償化に係る自治体事務FAQ（令和元年8月29日発出版）」においてお示ししておりますので、併せて御覧ください。

記

1. 条例・規則・細則等の改正

就学前の障害児の発達支援の無償化は、令和元年6月5日に公布された児童福祉法施行令の一部を改正する政令（令和元年政令第20号。以下「改正政令」という。）及び児童福祉法施行規則及び障害児通所給付費等の請求に関する省令の一部を改正する省令（令和元年厚生労働省令第9号）並びに令和元年9月9日付け通知「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金交付要綱の一部改正について」等により施行することとしています。

さらに、改正政令の施行に伴い、児童福祉法施行令第二十七条の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める食費等の負担限度額の算定方法（平成19年厚生労働省告示第140号）、児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号）及び食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針（平成24年厚生労働省告示第231号）についても改正作業を進めているところであり、9月下旬の公布を予定しています。

制度施行に当たり、必要な条例・規則・細則等の改正に漏れのないよう、今一度ご確認をお願いします。

2. 保護者及び障害児支援事業者等への周知・説明について

無償化の円滑な制度運用のためには、保護者及び事業者に対し、丁寧な周知・説明を行うことが重要です。引き続き、保護者及び事業者に対し、周知徹底いただくようお願い

いたします。

なお、周知に当たっては、令和元年6月10日付け事務連絡「就学前障害児の発達支援の無償化に係る事務手続等について」において、保護者等への周知用資料のひな形をお送りしていますので適宜御活用いただくとともに、これらの周知に係る費用については、今年度に限り予算措置している厚生労働省補助事業「令和元年度障害児発達支援無償化周知事業費補助金」（交付予定金額内示済み、交付要綱近日発出予定）も御活用下さい。

3. 受給者証（特記事項欄）への印字について

令和元年7月9日付け事務連絡「「介護給付費等に係る支給決定事務等について」等の送付について」の別添3「障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について（令和元年7月1日）」において、無償化対象児童に係る受給者証の特記事項欄には、無償化対象児童であること及び無償化対象期間を印字することとしています。

令和元年10月時点において既に支給決定を受けている場合は、制度開始と同時に受給者証にこれら事項が印字されている必要はありませんが、印字が完了するまでの間、事業者がサービス費を請求する際、児童の生年月日により無償化対象児童かどうかを確認し、請求することを想定しています。請求内容に誤りがあった場合、返戻となり再請求を行わなければいけなくなる可能性もあることから、事業者の事務に混乱をきたさないよう、障害児通所給付費・入所給付費等明細書の記載方法とあわせて適切に周知願います。

なお、受給者証への印字に当たり、必要なシステムの改修については、厚生労働省補助事業「障害者総合支援事業費補助金（障害者自立支援給付審査支払等システム事業）」（交付予定金額内示済み、交付要綱近日発出予定）を活用いただけますが、当該補助事業に係る予算措置は今年度限りであるため、補助金を活用して行う必要なシステムの改修は、必ず今年度中に実施いただくようお願いします。

4. 無償化対象児童の把握等について

令和元年6月28日付け事務連絡「就学前障害児の発達支援の無償化に係る候補者情報について」においてお示ししているとおり、各都道府県国民健康保険団体連合会（以下、「国保連」という。）に審査支払事務を委託している場合は、各都道府県国保連において無償化対象児童候補者情報を抽出し、適宜、各自治体に提供されることとなっております。

当該無償化対象児童候補者情報を参考に、令和元年8月2日付け事務連絡「障害福祉サービス等報酬改定等に係るインタフェース仕様書【確定版】等の提示について」においてお示ししている、障害児支援受給者異動連絡票情報（基本情報）等に新たに追加された「無償化対象区分」の設定を行っていただくなど、円滑な制度施行に向けて御対応いただきますようお願いいたします。

以上

（照会先）

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課障害児・発達障害者支援室障害児支援係
Tel : 03-5253-1111（内線 3037）
shougaijishien@mhlw.go.jp

2019年10月1日から

3歳から5歳までの障害のある子どもたちのための
児童発達支援等の利用者負担が**無償化**されます

就学前の障害児を支援するため、下記のサービスについては、
対象者の利用者負担を無料とします。

無料となるサービス

- ・ 児童発達支援
- ・ 医療型児童発達支援
- ・ 居宅訪問型児童発達支援
- ・ 保育所等訪問支援
- ・ 福祉型障害児入所施設
- ・ 医療型障害児入所施設

対象となる子ども

無償化の対象となる期間は、
「満3歳になって初めての4月1日から3年間」です。

(具体的な対象者の例)

時 期	対 象 者
2019年10月1日 ～2020年3月31日	誕生日が 2013年4月2日～2016年4月1日までの障害のある子ども
2020年4月1日 ～2021年3月31日	誕生日が 2014年4月2日～2017年4月1日までの障害のある子ども

※ 利用者負担以外の費用（医療費や、食費等の現在実費で負担しているもの）は引き続きお支払い
いただくことになります。

※ 幼稚園、保育所、認定こども園等と、上記サービスの両方を利用する場合は、両方とも無償
化の対象となります。

無償化にあたり、新たな手続きは必要ありません。

ご利用の障害児サービス事業所との間で、年齢を伝えるなどして無償化対象であることを事前にご確認ください。

問い合わせ先：お住まいの市町村の担当窓口

障障発 0228 第 1 号
平成 31 年 2 月 28 日

都 道 府 県
各 指 定 都 市 御 中
児童相談所設置市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長
(公 印 省 略)

障害児通所支援事業所における緊急時の対応について

障害保健福祉行政の推進につきましては、日々御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

本日、「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」（平成 31 年 2 月 28 日付け内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局障害保健福祉部長連名通知）及び「児童虐待防止対策に係る学校等・教育委員会等と市町村・児童相談所との連携の強化について」（平成 31 年 2 月 28 日付け内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局障害保健福祉部長連名通知）を發出し、市町村又は児童相談所への児童虐待防止に係る資料及び情報の提供を行う施設について、障害児通所支援事業所も対象としたところです。

両通知において、緊急時の対応として、「なお、障害児通所支援事業所におけるこれらの取扱いは、原則として当該障害児通所支援事業所をほぼ毎日利用している幼児児童生徒等を想定しているが、障害児通所支援事業所の利用頻度が低い又は利用が不定期である幼児児童生徒等については、本取扱いに準じた取扱いとすることとし、具体的な内容については、別途お示しする。」としていたところですが、具体的な内容は下記のとおりですので、都道府県におかれては管内市町村及び管内市町村所管の障害児通所支援事業所に、指定都市及び児童相談所設置市にあっては、管内の障害児通所支援事業所に、それぞれ周知の上、取扱いに遺漏なきようよろしくお取り計らい願います。

周知にあっては、各障害児支援担当部局と十分に連携の上実施いただくよう願います。

本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であり、内容について子ども家庭局と協議済みであることを申し添

えます。

記

障害児通所支援事業所において、障害児支援利用計画上利用が予定されていた幼児児童生徒等が、その理由の如何にかかわらず、利用の予定されていた日に欠席し、当該欠席日から数えて休業日を除き7日以上の間、当該幼児児童生徒等の状況を把握できない場合は、定期的な情報提供の期日を待つことなく、速やかに市町村等に情報提供すること。

ただし、保護者以外の者から当該幼児児童生徒等の状況が把握できた場合（保育所等と併行通園をしている場合の保育所等への確認等）は上記の取扱いをしないことができる。

以上

府子本第 189 号
30 文科初第 1616 号
子発 0228 第 2 号
障発 0228 第 2 号
平成 31 年 2 月 28 日

都 道 府 県 知 事
都道府県教育委員会教育長
指 定 都 市 市 長
指定都市教育委員会教育長
中 核 市 市 長
児童相談所設置市市長
附属学校を置く国立大学法人学長
各 附属学校を置く公立大学法人学長 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社
を所管する構造改革特別区域法第 12 条
第 1 項の認定を受けた地方公共団体の長
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長
高等専門学校を設置する地方公共団体の長
高等専門学校を設置する公立大学法人の理事長
高等専門学校を設置する学校法人の理事長

内閣府子ども・子育て本部統括官
(公印省略)
文部科学省総合教育政策局長
(公印省略)
文部科学省初等中等教育局長
(公印省略)
文部科学省高等教育局長
(公印省略)
厚生労働省子ども家庭局長
(公印省略)
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公印省略)

児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について

児童虐待については、児童相談所への児童虐待相談対応件数が年々増加の一途をたどっており、

子どもの生命が奪われるなど重大な事件も後を絶たないなど依然として深刻な社会問題となっている。

このような状況から、学校等（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、高等課程を置く専修学校、保育所、地域型保育事業所、認定こども園、認可外保育施設（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 59 条の 2 第 1 項に規定する施設をいう。）及び障害児通所支援事業所をいう。以下同じ。）及びその設置者や市町村・児童相談所等の関係機関に対しては、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成 30 年 7 月 20 日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）等を踏まえた対応をお願いしているところであるが、本年 1 月に千葉県野田市で発生した小学校 4 年生死亡事案を受け、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の更なる徹底・強化について」（平成 31 年 2 月 8 日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）が決定され、児童相談所及び学校における子どもの緊急安全確認を実施するなど緊急点検を実施し、抜本的な体制強化を図ることとされた。

こうした対応を受け、増加する児童虐待に対応するため、とりわけ、学校等における児童虐待の早期発見・早期対応、被害を受けた子どもの適切な保護等について、学校等及びその設置者と市町村・児童相談所が連携した対応が図られるよう、下記に掲げる取組の徹底を改めてお願いする。

なお、児童虐待への対応に当たっては、

- ・学校等においては、児童虐待の早期発見・早期対応に努め、市町村や児童相談所等への通告や情報提供を速やかに行うこと
- ・児童相談所においては、児童虐待通告や学校等の関係機関からの情報提供を受け、子どもと家族の状況の把握、対応方針の検討を行った上で、一時保護の実施や来所によるカウンセリング、家庭訪問による相談助言、保護者への指導、里親委託、児童福祉施設への入所措置など必要な支援・援助を行うこと
- ・市町村においては、自ら育児不安に対する相談に応じるとともに、市町村に設置する要保護児童対策地域協議会の調整機関として、支援を行っている子どもの状況把握や支援課題の確認、並びに支援の経過などの進行管理を恒常的に行い、自ら相談支援を行うことはもとより関係機関がその役割に基づき対応に当たれるよう必要な調整を行うこと
- ・警察においては 110 番通報や児童相談所等の関係機関からの情報提供を受け、関係機関と連携しながら子どもの安全確保、保護を行うとともに、事案の危険性・緊急性を踏まえ、事件化すべき事案については厳正な捜査を行うこと

等といった固有の責務を関係機関それぞれが有しており、こうした責務を最大限に果たしていくことを前提として下記の連携などの取組を進めることが必要である。

都道府県においては管内市区町村、所轄の私立学校及び関係機関へ、都道府県教育委員会・指定都市教育委員会においては管内市区町村教育委員会、所管の学校及び関係機関へ、指定都市・中核市・児童相談所設置市においては関係機関へ、附属学校を置く国立大学法人及び公立大学法人においては附属学校へ、独立行政法人国立高等専門学校機構並びに高等専門学校を設置する地方公共団体、公立大学法人及び学校法人においてはその設置する学校へ、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体においては認可した学校へそれぞれ周知いただきたい。

なお、本通知については、警察庁生活安全局と協議済であることを申し添える。

1. 今回事案を踏まえて対策の強化を図るべき事項

(1) 要保護児童等の通告元に関する情報の取扱いについて

市町村・児童相談所においては、保護者に虐待を告知する際には子どもの安全を第一とするとともに、通告者保護の観点から、通告元（児童虐待の防止等に関する法律第6条第1項に規定する児童虐待に係る通告を行った者をいう。）は明かせない旨を保護者に伝えることを徹底すること。

(2) 要保護児童等の情報元に関する情報の取扱いについて

学校等及びその設置者においては、保護者から情報元（虐待を認知するに至った端緒や経緯をいう。以下同じ。）に関する開示の求めがあった場合は、情報元を保護者に伝えないこととするとともに、児童相談所等と連携しながら対応すること。

さらに、市町村・児童相談所においては、子どもの安全が確保されない限り、子どもからの虐待の申し出等の情報元を保護者に伝えないこと。

現に、保護者との関係等を重視しすぎることで、子どもの安全確保が疎かになり、重大な事態に至ってしまう事例が生じていることに十分留意すべきである。

＜児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策の更なる徹底・強化『2新たなルールの設定』＞

(3) 保護者からの要求への対応について

学校等は、保護者が、児童虐待の通告や児童相談所による一時保護、継続指導等に関して不服があり、保護者から学校等に対して威圧的な要求や暴力の行使等が予想される場合には、複数の教職員等で対応するとともに、即座に設置者に連絡した上で組織的に対応すると同時に、設置者と連携して速やかに市町村・児童相談所・警察等の関係機関や弁護士等の専門家と情報共有することとし、関係機関が連携して対応すること。

学校等の設置者は、保護者が、児童虐待の通告や児童相談所による一時保護、継続指導等に関して不服があり、保護者から学校等又はその設置者に対して威圧的な要求や暴力の行使等が予想される場合には、児童相談所・警察等の関係機関や弁護士等の専門家と情報共有することとし、関係機関が連携して対応すること。

また、学校等又はその設置者と関係機関が連携して対応した結果については、要保護児童対策地域協議会（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条の2に規定する要保護児童対策地域協議会をいう。以下同じ。）において、事案を共有し、今後の援助方針の見直し等に活用すること。

＜児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策の更なる徹底・強化『2新たなルールの設定』＞

(4) 定期的な情報共有に係る運用の更なる徹底について

学校等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供については、本通知と同日付けで「学

校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」（平成31年2月28日付け内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省総合教育政策局長、文部科学省初等中等教育局長、文部科学省高等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長連名通知）を发出し、要保護児童等（要保護児童対策地域協議会において、児童虐待ケースとして進行管理台帳に登録されており、学校等に在籍する子ども。）の出欠状況や欠席理由等について、学校等から市町村又は児童相談所へ定期的に情報提供を行うこととし、その適切な運用をお願いしたところである。

当該通知の運用に当たっては、当該要保護児童等に関して、不自然な外傷、理由不明の欠席が続く、虐待の証言が得られた、帰宅を嫌がる、家庭環境の変化など、新たな児童虐待の兆候や状況の変化等を把握した時は、定期的な情報提供の期日を待つことなく、市町村又は児童相談所へ情報提供又は通告すること及び学校等又はその設置者から情報提供を受けた市町村又は児童相談所は、当該学校等又はその設置者から更に詳しく事情を聞き、組織的に評価した上で、状況確認、主担当機関の確認、援助方針の見直し等を行うこととともに「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」を踏まえて適切に警察と情報共有することについて、徹底されたい。

また、学校等は保護者等から要保護児童等が学校等を欠席する旨の連絡があるなど、欠席の理由について説明を受けている場合であっても、その理由の如何にかかわらず、休業日を除き引き続き7日以上欠席した場合（不登校等による欠席であって学校等が定期的な家庭訪問等により本人に面会でき、状況の把握を行っている場合や、入院による欠席であって学校等が医療機関等からの情報等により状況の把握を行っている場合を除く。）には、定期的な情報提供の期日を待つことなく、速やかに市町村又は児童相談所に情報提供することについても、徹底されたい。

（なお、障害児通所支援事業所におけるこれらの取扱いは、原則として当該障害児通所支援事業所をほぼ毎日利用している子どもを想定しているが、障害児通所支援事業所の利用頻度が低い又は利用が不定期である子どもについては、本取扱いに準じた取扱いとすることとし、具体的な内容については、別途お示しする。）

その際、学校等又はその設置者から情報提供を受けた市町村又は児童相談所は、当該学校等又はその設置者から更に詳しく事情を聞き、組織的に評価した上で、状況確認、主担当機関の確認、援助方針の見直し等を行うとともに、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」を踏まえて適切に警察と情報共有すること。

※詳細は、「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」（平成31年2月28日付け内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省総合教育政策局長、文部科学省初等中等教育局長、文部科学省高等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長連名通知）を参照されたい。

<児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策『関係機関（警察・学校・病院等）間の連携強化』>

<児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策の更なる徹底・強化『2新たなルールの設定』>

（5）児童虐待に関する研修の更なる充実について

3.（1）記載のような研修の機会を活用するとともに、児童相談所の職員を講師に招くなどして、研修の充実努めるほか、学校長等の管理職に対しても、児童虐待に関する具体的な事例を想定することなどによる実践的な研修に取り組まされたい。

2. ケース対応において留意すべき事項

(1) 学校等からの通告・相談における連携

市町村・児童相談所は、学校等又はその設置者からの通告は、地域、近隣住民あるいは家族、親族からの相談とは異なり、通告した機関が特定される可能性が高いことを説明すること。学校等又はその設置者からは通告の事実を保護者に伝えないようにすること。その際、保護者に対する対応方法について、市町村・児童相談所と事前に綿密な協議を行った上で、連携した対応を図りたい。

<子ども虐待対応の手引き 第3章通告・相談の受理はどうか 1. 通告・相談時に何を確認すべきか

(4) 通告・相談者別の対応のあり方 ⑥『保育所、学校等からの通告相談』>

(2) 保護者への告知の方法

保護者に虐待の告知をすることで、保護者の怒りが子ども本人に向かい、さらなる虐待を誘発することを避けるよう何よりも注意すること。在宅での援助を続けることを前提に虐待の告知を行う場合は、子どもの安全は守られるという見通しを持って行うことが不可欠であり、そのためには、援助の方向性を示すことで養育を改善することはできると保護者が感じられるような方針を持って説明をすることなどを心がけること。

また、虐待の告知をした後、「余計なことは言うな」などと保護者が子どもの口を封じるなどして、子どもが正直に話さなくなることもあり得るので、その点も念頭に置いて、子どもの所属する機関（学校等）などと連携しながら子どもの様子に十分な注意を払うこと。

保護者が虐待の告知を受け止められず、虐待であることを否認して養育態度を改める姿勢がないような場合には、子どもの保護を図るなど、在宅での援助という方針自体を再検討しなければならないこと。 <子ども虐待対応の手引き『告知の方法』>

<子ども虐待対応の手引き 第4章調査及び保護者と子どもへのアプローチをどう進めるか 2. 虐待の告知をどうするか

(4) 告知の方法 ①『虐待通告を受けて在宅で支援する場合の告知』>

(3) 一時保護解除後の対応

一時保護解除等により子どもが家庭復帰した後、児童相談所への来所が滞ったり、家庭訪問を拒んだり、不在が続くなど支援機関との関係が疎遠になるときは、子どもにとっての危機のサインであると考え必要があるため、学校等及びその設置者と市町村・児童相談所の間において、子どもから直接SOSを出せるような方法を確認しておくとともに、特に学齢期以降の子どもには関係機関の連絡先を伝えておくよう対応されたい。

<子ども虐待対応の手引き 第10章施設入所及び里親委託中の援助 5. 家庭復帰の際の支援

(4) 家庭復帰後のケア>

3. 児童虐待防止対策の強化を図るべき事項

(1) 児童虐待防止に係る研修の実施について

児童虐待を発見しやすい立場にある教職員等に対する児童虐待に関する研修の実施を促進されたい。

学校等及びその設置者におかれては、教職員等が、虐待を発見するポイントや発見後の対応の仕方等についての理解を一層促進するため、以下の研修について受講を勧奨されたい。

また、都道府県・市町村におかれては、主催する児童虐待防止に関する各種研修会について、教職員等の参加を呼びかけ、受講を促進されたい。

なお、教職員等を対象とした研修事業（国庫補助事業）は以下のとおりであるので、積極的に活用されたい。

＜児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策『児童虐待に関する研修の充実』＞

○子どもの虹情報研修センター主催 『教育機関・児童福祉関係職員合同研修』

学校や教育委員会で児童虐待に携わる者、市町村で児童虐待を担当する者、児童相談所職員による合同研修

○都道府県主催 『虐待対応関係機関専門性強化事業』

地域で活動する主任児童委員、保育所職員、児童養護施設職員、ケースワーカー、家庭相談員等の子どもの保護・育成に熱意のある者を対象とした児童虐待等に関する専門研修。

(以上)

府子本第 190 号
30 文科初第 1618 号
子発 0228 第 3 号
障発 0228 第 3 号
平成 31 年 2 月 28 日

都 道 府 県 知 事
都道府県教育委員会教育長
指 定 都 市 市 長
指定都市教育委員会教育長
中 核 市 市 長
児童相談所設置市市長
附属学校を置く国立大学法人学長
各 附属学校を置く公立大学法人学長 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所管する構造改革特別区域法第 12 条
第 1 項の認定を受けた地方公共団体の長
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長
高等専門学校を設置する地方公共団体の長
高等専門学校を設置する公立大学法人の理事長
高等専門学校を設置する学校法人の理事長

内閣府子ども・子育て本部統括官
(公印省略)
文部科学省総合教育政策局長
(公印省略)
文部科学省初等中等教育局長
(公印省略)
文部科学省高等教育局長
(公印省略)
厚生労働省子ども家庭局長
(公印省略)
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公印省略)

学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について

児童虐待については、児童相談所への児童虐待相談対応件数が年々増加の一途をたどっており、重篤な児童虐待事件も後を絶たないなど依然として深刻な社会問題となっている。

こうした中、平成 30 年 3 月に東京都目黒区で発生した児童虐待事案を受けて、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成 30 年 7 月 20 日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）に基づき、学校、保育所等と市町村、児童相談所との連携の推進を図るため、「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」に基づく運用をお願いしているところであるが、本年 1 月に千葉県野田市で発生した小学校 4 年生死事案を踏まえ、今般、「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」（別添）を定め、一層推進すべき取組として周知徹底を図るものであるため、適切な運用を図られたい。

都道府県においては管内市区町村、所轄の私立学校及び関係機関へ、都道府県教育委員会・指定都市教育委員会においては管内市区町村教育委員会、所管の学校及び関係機関へ、指定都市・中核市・児童相談所設置市においては関係機関へ、附属学校を置く国立大学法人及び公立大学法人においては附属学校へ、独立行政法人国立高等専門学校機構並びに高等専門学校を設置する地方公共団体、公立大学法人及び学校法人においてはその設置する学校へ、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体においては認可した学校へそれぞれ周知いただきたい。

なお、「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」（平成 30 年 7 月 20 日付け内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）については廃止する。

また、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

(別添)

学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針

1 趣旨

本指針は、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、高等課程を置く専修学校（以下「学校」という。）、保育所、地域型保育事業所、認定こども園、認可外保育施設（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 59 条の 2 第 1 項に規定する施設をいう。以下同じ。）及び障害児通所支援事業所（以下「学校・保育所等」という。）から市町村又は児童相談所（以下「市町村等」という。）への児童虐待防止に係る資料及び情報の定期的な提供（以下「定期的な情報提供」という。）に関し、定期的な情報提供の対象とする児童、情報提供の頻度・内容、依頼の手続等の事項について、児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号。以下「虐待防止法」という。）第 13 条の 4 の規定に基づく基本的な考え方を示すものである。

2 定期的な情報提供の対象とする児童

(1) 市町村が情報提供を求める場合

要保護児童対策地域協議会（児童福祉法第 25 条の 2 に規定する要保護児童対策地域協議会をいう。以下「協議会」という。）において、児童虐待ケースとして進行管理台帳（注）に登録されており、かつ、学校に在籍する幼児児童生徒学生、保育所、地域型保育事業所、認定こども園、認可外保育施設及び障害児通所支援事業所に在籍する乳幼児（以下「幼児児童生徒等」という。）を対象とする。

（注）進行管理台帳とは、市町村内における虐待ケース等に関して、子ども及び保護者に関する情報やその状況の変化等を記載し、協議会において絶えずケースの進行管理を進めるための台帳であり、協議会の中核機関である調整機関において作成するものである。

(2) 児童相談所が情報提供を求める場合

児童相談所（児童福祉法第 12 条に規定する児童相談所をいう。以下同じ。）が管理している児童虐待ケースであって、協議会の対象となっておらず、かつ、学校・保育所等から通告があったものなど、児童相談所において必要と考える幼児

児童生徒等を対象とする。

3 定期的な情報提供の頻度・内容

(1) 定期的な情報提供の頻度

定期的な情報提供の頻度は、おおむね1か月に1回を標準とする。

(2) 定期的な情報提供の内容

定期的な情報提供の内容は、上記2(1)及び(2)に定める幼児児童生徒等について、対象期間中の出欠状況、(欠席した場合の)家庭からの連絡の有無、欠席の理由とする。

4 定期的な情報提供の依頼の手続

(1) 市町村について

市町村は、上記2(1)に定める幼児児童生徒等について、当該幼児児童生徒等が在籍する学校・保育所等に対して、対象となる幼児児童生徒等の氏名、上記3(2)に定める定期的な情報提供の内容、提供を希望する期間等を記載した書面を送付する。

(2) 児童相談所について

児童相談所は、上記2(2)に定める幼児児童生徒等について、当該幼児児童生徒等が在籍する学校・保育所等に対して、対象となる幼児児童生徒等の氏名、上記3(2)に定める定期的な情報提供の内容、提供を希望する期間等を記載した書面を送付する。

5 機関(学校・保育所等を含む。)間での合意

(1) 上記4により、市町村等が学校・保育所等に対し、定期的な情報提供の依頼を行う場合は、この仕組みが円滑に活用されるよう、市町村等と学校・保育所等との間で協定を締結するなど、事前に機関の間で情報提供の仕組みについて合意した上で、個別の幼児児童生徒等の情報提供の依頼をすることが望ましいこと。

(2) 協定の締結等による機関間での合意に際しては、本指針に掲げる内容を基本

としつつも、より実効性のある取組となるよう、おおむね1か月に1回程度を標準としている定期的な情報提供の頻度や、対象となる幼児児童生徒等の範囲について、定期的な情報提供の内容をより幅広く設定するなど、地域の実情を踏まえたものにする事。

- (3) 学校は、市町村等と協定の締結等により機関間での合意をしたときは、その内容等を設置者等（私立学校にあっては当該学校の所轄庁を含む。以下同じ。）に対しても報告すること。

6 定期的な情報提供の方法等

(1) 情報提供の方法

学校・保育所等は、市町村等から上記4の依頼文書を受けた場合、依頼のあった期間内において、定期的に上記3に定める定期的な情報提供を書面にて行う。

(2) 設置者等への報告等

学校が市町村等へ定期的な情報提供を行った場合は、併せて設置者等に対してもその写しを送付すること。また、市町村等へ定期的な情報提供を行うに際しては、地域の実情に応じて設置者等を経由することも可能とする。

7 緊急時の対応

定期的な情報提供の期日より前であっても、学校・保育所等において、不自然な外傷がある、理由不明又は連絡のない欠席が続く、対象となる幼児児童生徒等から虐待についての証言が得られた、帰宅を嫌がる、家庭環境に変化があったなど、新たな児童虐待の兆候や状況の変化等を把握したときは、定期的な情報提供の期日を待つことなく、適宜適切に市町村等に情報提供又は通告をすること。

また、学校・保育所等は保護者等から対象となる幼児児童生徒等が学校・保育所等を欠席する旨の連絡があるなど、欠席の理由について説明を受けている場合であっても、その理由の如何にかかわらず、休業日を除き引き続き7日以上欠席した場合（不登校等による欠席であって学校・保育所等が定期的な家庭訪問等により本人に面会ができ、状況の把握を行っている場合や、入院による欠席であって学校・保育所等が医療機関等からの情報等により状況の把握を行っている場合を除く。）には、定期的な情報提供の期日を待つことなく、速やかに市町村等に情報提供すること。

なお、障害児通所支援事業所におけるこれらの取扱いは、原則として当該障害児通所支援事業所をほぼ毎日利用している幼児児童生徒等を想定しているが、障害児通所支援事業所の利用頻度が低い又は利用が不定期である幼児児童生徒等については、本取扱いに準じた取扱いとすることとし、具体的な内容については、別途お示しする。

8 情報提供を受けた市町村等の対応について

(1) 市町村について

- ① 学校・保育所等から上記6の定期的な情報提供又は上記7の緊急時における情報提供を受けた市町村は、必要に応じて当該学校・保育所等から更に詳しく事情を聞くこととし、これらの情報を複数人で組織的に評価する。

なお、詳細を確認する内容としては、外傷、衣服の汚れ、学校・保育所等での相談、健康診断の回避、家庭環境の変化、欠席の背景、その他の虐待の兆候をうかがわせる事実を確認できた場合には当該事項等が考えられる。

- ② ①の評価を踏まえて、必要に応じて関係機関にも情報を求める、自ら又は関係機関に依頼して家庭訪問を行う、個別ケース検討会議を開催するなど状況把握及び対応方針の検討を組織として行うとともに「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」を踏まえて適切に警察と情報共有すること。
- ③ 対応が困難な場合には児童相談所に支援を求めるとともに、専門的な援助や家庭への立入調査等が必要と考えられる場合は、速やかに児童相談所へ送致又は通知を行う。
- ④ 協議会においては、市町村内における全ての虐待ケース（上記2（2）の場合を除く。）について進行管理台帳を作成し、実務者会議の場において、定期的に（例えば3か月に1度）、状況確認、主担当機関の確認、援助方針の見直し等を行うことを徹底すること。

(2) 児童相談所について

- ① 児童相談所が学校・保育所等から上記6の定期的な情報提供又は上記7の緊急時における情報提供を受けた場合

ア 学校・保育所等から上記6の定期的な情報提供又は上記7の緊急時における情報提供を受けた児童相談所は、必要に応じて当該学校・保育所等から更に詳しく事情を聞くこととし、これらの情報について援助方針会議等の合議による組織的な評価を行うとともに、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」を踏まえて適切に警察と情報共有すること。

なお、詳細を確認する内容としては、外傷、衣服の汚れ、学校・保育所等で

の相談、健康診断の回避、家庭環境の変化、欠席の背景、その他の虐待の兆候をうかがわせる事実を確認できた場合には当該事項等が考えられる。

イ アの評価を踏まえて、必要に応じて関係機関にも情報を求める、自ら家庭訪問を行う、個別ケース検討会議の開催を市町村に求めるなど状況把握及び対応方針の検討を組織として行う。

ウ 必要に応じて立入調査、出頭要求、児童の一時保護等の対応をとる。

- ② 市町村が学校・保育所等から上記 6 の定期的な情報提供又は上記 7 の緊急時における情報提供を受けた場合、市町村の求めに応じて積極的に支援するものとする。

9 個人情報保護に対する配慮

- (1) 虐待防止法においては、市町村等から児童虐待に係る情報の提供を求められた場合、地方公共団体の機関は情報を提供することができると従前から規定されていた一方、児童虐待の兆しや疑いを発見しやすい立場にある民間の医療機関、児童福祉施設、学校等は提供できる主体に含まれておらず、これらの機関等が児童虐待に係る有益な情報を有しているような場合であっても、個人情報保護や守秘義務の観点を考慮し、情報提供を拒むことがあった。

児童虐待が疑われるケースについては、児童や保護者の心身の状況、置かれている環境等の情報は、市町村等において、児童の安全を確保し、対応方針を迅速に決定するために必要不可欠であることから、「児童福祉法等の一部を改正する法律」(平成 28 年法律第 63 号)においては、地方公共団体の機関に加え、病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童の医療、福祉又は教育に関する機関や医師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者(以下「関係機関等」という。)も、児童相談所長等から児童虐待の防止等に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該児童相談所長等が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができるものとされた。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童等又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない(虐待防止法第 13 条の 4)。

- (2) このため、学校・保育所等から市町村等に対して、定期的な情報提供を行うに当たって、「個人情報の保護に関する法律」(平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。)第 16 条及び第 23 条においては、本人の同意を得ない限

り、①あらかじめ特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならず、②第三者に個人データを提供してはならないこととされている。しかしながら、「法令に基づく場合」は、これらの規定は適用されないこととされており、虐待防止法第13条の4の規定に基づき資料又は情報を提供する場合は、この「法令に基づく場合」に該当するため、個人情報保護法に違反することにならない。

なお、地方公共団体の機関からの情報提供については、各地方公共団体の個人情報保護条例において、個人情報の目的外利用又は提供禁止の除外規定として、「法令に定めがあるとき」等を定めていることが一般的であり、虐待防止法第13条の4に基づく情報提供は「法令に定めがあるとき」に該当するため、条例にこのような除外規定がある場合には条例違反とはならないと考えられる。

ただし、幼児児童生徒等、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう十分な配慮の下、必要な限度で行わなければならないので留意すること。

また、当該情報提供は、虐待防止法第13条の4の規定に基づくものであるため、同規定の趣旨に沿って行われる限り、刑法（明治40年法律第45号）や関係資格法で設けられている守秘義務規定に抵触するものではないことに留意されたい。

- (3) 市町村が学校・保育所等から受けた定期的な情報提供の内容について、協議会の実務者会議及び個別ケース検討会議において情報共有を図ろうとする際は、市町村において、学校・保育所等から提供のあった情報の内容を吟味し、情報共有すべき内容を選定の上、必要な限度で行うこと。

また、協議会における幼児児童生徒等に関する情報の共有は、幼児児童生徒等の適切な保護又は支援を図るためのものであり、協議会の構成員及び構成員であった者は、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこととされているので、このことに十分留意し、協議会の適切な運営を図ること。

10 その他

市町村等が学校・保育所等以外の関係機関に状況確認や見守りの依頼を行った場合にも、当該関係機関との連携関係を保ち、依頼した後の定期的な状況把握に努めるものとする。

(参考)

児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）

（資料又は情報の提供）

第十三条の四 地方公共団体の機関及び病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童の医療、福祉又は教育に係る機関（地方公共団体の機関を除く。）並びに医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長から児童虐待に係る児童又はその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他児童虐待の防止等に係る当該児童、その保護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報について、当該市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができる。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

新たなルールのポイント

平成 31 年 2 月 28 日
内閣府男女共同参画局
文部科学省初等中等教育局
厚生労働省子ども家庭局

「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の更なる徹底・強化について
(平成 31 年 2 月 8 日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定) を踏まえ、2
月 28 日に通知し、地方自治体・学校等に徹底。

- 児童虐待対応に当たり、各機関が以下の責務を最大限果たし連携を進める。
 - ・ 学校等：児童虐待の早期発見・早期対応に努め、市町村・児童相談所等に通告・情報提供を速やかに行うこと
 - ・ 児童相談所：子どもと家族の状況の把握、一時保護、カウンセリング、家庭訪問、保護者への指導、里親委託、児童福祉施設への入所措置などの支援・援助を行うこと
 - ・ 市町村：要保護児童対策地域協議会の調整機関として、状況把握・支援課題の確認、支援の経過などの進行管理を恒常的に行い、関係機関がその役割に基づき対応に当たれるよう必要な調整を行うこと
 - ・ 警察：子どもの安全確保、事件化すべき事案の厳正な捜査等を行うこと

1 通告の情報元の秘匿にかかる主な留意点

- 市町村・児童相談所は、保護者に虐待を告知する際には子どもの安全を第一とするとともに、通告者保護の観点から、通告元は明かせない旨を保護者に伝えることを徹底する。

＜「留意事項通知」の 2 通告の情報元の秘匿にかかる主な留意点＞

＜「連携強化通知」の 1. (1) 要保護児童等の通告元に関する情報の取扱いについて＞

- 学校・保育所等は、保護者から情報元に関する開示の求めがあった場合、子どもからの虐待の申し出等の情報元を保護者に伝えないこととするとともに、市町村・児童相談所と連携しながら対応する。

＜「留意事項通知」の 2 通告の情報元の秘匿にかかる主な留意点＞

＜「連携強化通知」の 1. (2) 要保護児童等の情報元に関する情報の取扱いについて＞

- 虐待通告の場合、通告者と虐待を行っている者との関係等を踏まえ、守秘義務の遵守を含め秘匿等に十分配慮して対応する。

＜「留意事項通知」の2 通告の情報元の秘匿にかかる主な留意点＞

2 児童相談所、学校、警察等との連携における主な留意点

- 虐待通告等の対応に関し、保護者による威圧的な要求や暴力の行使等が予想される場合、学校・保育所等は児童相談所や警察等の関係機関や弁護士等の専門家と速やかに情報共有し、連携して対応する。

＜「連携強化通知」の1.（3）保護者からの要求への対応について＞

- 要保護児童等について、学校・保育所等は欠席理由について保護者から説明を受けている場合であっても、休業日を除き引き続き7日以上欠席した場合（不登校等による欠席であって学校・保育所等が定期的な家庭訪問等により本人に面会ができ、状況の把握を行っている場合や入院による欠席であって学校・保育所等が医療機関等からの情報等により状況の把握を行っている場合を除く。）には、市町村又は児童相談所に情報提供する。学校・保育所等から情報提供を受けた市町村又は児童相談所は、更に詳しく事情を聴き、組織的に評価した上で、状況確認、主担当機関の見直し、援助方針の見直し等を行うとともに「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」を踏まえて適切に警察と情報共有する。

＜「連携強化通知」の1.（4）定期的な情報共有に係る運用の更なる徹底について＞

＜「情報提供通知」の7 緊急時の対応＞

3 一時保護解除後、家庭復帰を行う際の主な留意点

- 家庭復帰の際には、その条件として、あらかじめ家庭訪問の頻度や通所指導の頻度を示すなど、安全を確認することを保護者に提示し、それに基づき指導する。

＜「留意事項通知」の1 一時保護解除後、家庭復帰を行う際の留意点＞

- 学校・保育所等と市町村・児童相談所の間において、子どもから直接SOSを出せるような方法を確認するとともに、特に学齢期以降の子どもには関係機関の連絡先を伝えておく。

＜「留意事項通知」の1 一時保護解除後、家庭復帰を行う際の留意点＞

＜「連携強化通知」の2.（3）一時保護解除後の対応＞

- 保護者が虐待を認めない場合、家庭訪問や子どもと会うことを拒む場合や転居を繰り返す場合等関係機関との関わりを避ける場合等はリスクが高いものと認識する。この際、児童相談所は必要に応じて躊躇なく一時保護する等の確な対応をとることや積極的に児童福祉司指導等の指導措置を行う。

＜「留意事項通知」の1 一時保護解除後、家庭復帰を行う際の留意点＞

4 転居した場合の児童相談所間における情報共有の徹底

- 児童相談所が児童福祉司指導又は継続指導を行っている家庭が転居するとの情報を得た場合は、転居により養育環境が変化することに伴うリスクがあることを踏まえ、転居元の児童相談所は、児童福祉司指導又は継続指導による援助を継続し、転居先の児童相談所にケースの引継ぎを行うこと。

＜「留意事項通知」の3 転居した場合の児童相談所間における情報共有の徹底＞

- 転居元の児童相談所は市町村等と連携して速やかに転居の事実を把握するとともに、確認後は速やかに転居先の児童相談所に連絡すること。

連絡を受けた児童相談所は、ケース移管手続の完了を待たず、速やかに当該児童の安全確認を行うこと。また、転居先の児童相談所は、安全確認後、ケース移管手続が完了する前においても、子どもの状況の確認を行うなど、必要な援助を行うこと。

＜「留意事項通知」の3 転居した場合の児童相談所間における情報共有の徹底＞

- このほか、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」において全国ルールとして見直しを行った以下の引継ぎルールについて、改めて徹底すること。
 - ・ 移管元の児童相談所が支援を行っている全てのケースをケース移管の対象とするとともに、事案の具体的な経緯や状況がわかるよう、子ども虐待対応の手引きにおいて示している「一時保護決定に向けてのアセスメントシート」等による緊急性の判断の結果を、ケースに関する資料とともに、書面等により移管先の児童相談所へ伝えること。
 - ・ 緊急性の高いケースの場合には、移管元の児童相談所が原則直接出向いて、双方の児童相談所職員が当該家庭に同行訪問を実施する、移管元の児童相談所が移管先の要保護児童対策地域協議会の個別支援会議へ出席するなどの方法により、対面により引継ぎを行うこと。
 - ・ 移管元の児童相談所は、引継ぎが完了するまでの間、児童福祉司指導及び継続指導を解除しないことを原則とすること。また、移管先の児童相談所は、援助が途切れることがないように、速やかに移管元の児童相談所が行っていた援助

方針を継続すること。

<「留意事項通知」の3 転居した場合の児童相談所間における情報共有の徹底>

5 配偶者暴力相談支援センターと児童相談所等との連携強化等

- 配偶者暴力相談支援センター（以下「支援センター」という。）と児童相談所等は、DV対策協議会、要保護児童対策地域協議会等を活用するなどして、子どもの安全確保に資する対応を最優先しつつ、児童虐待とDVの特性や、これらが相互に重複して発生していることを踏まえ、その他の関係機関も含む相互の連携協力を更に強化し、個々の事案について、それぞれの立場で考え得る対応を積極的に共有し、適切に対処することを徹底する。
- 支援センターの機能を有する婦人相談所においては、一時保護を勧奨し、被害者と子どもを同時に保護することが望ましい。その際、子どもへの心理的ケアや、子どもが年長男児であるとか母親の養育が困難な状況にある等で母子と一緒に一時保護することができない場合の対応などについて児童相談所と密接に連携を図りながら、適切な支援を確保する。
- 支援センターや福祉事務所等に配置されている婦人相談員等が、相談等において児童虐待が疑われる情報を得た場合には、一時保護の必要性を説明したうえで、児童相談所や市区町村児童虐待担当部局に通告する。
- 支援センター及び婦人相談員は、一時保護に至らない場合においても、引き続き相談支援を行うとともに、子どもに関する情報の共有に努めるなど、児童相談所や市区町村児童虐待担当部局と連携して子どもの安全確保を最優先して対応する。

<以上、「DV連携通知」>

(注) 本文中の「留意事項通知」は、「児童虐待防止対策における対応の主な留意点について」（平成31年2月28日付け厚生労働省子ども家庭局長通知）を、「連携強化通知」は、「児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所の連携の強化について」（平成31年2月28日付け内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省総合教育政策局長、初等中等教育局長、高等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長、社会援護局障害保健福祉部長連名通知）厚生労働省子ども家庭局長通知）を、「情報提供通知」は、「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報共有について」（平成31年2月28日付け内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省総合教育政策局長、初等中等教育局長、高等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長、社会援護局障害保健福祉部長連名通知）を、「DV連携通知」は、「配偶者暴力相談支援センターと児童相談所等との連携強化等について」（平成31年2月28日付け内閣府男女共同参画局長、厚生労働省子ども家庭局長連名通知）をそれぞれ指す。

MEMO

A series of horizontal lines for writing, filling most of the page.

岡山県 保健福祉部
保健福祉課 指導監査室

TEL 086-226-7917、7918
FAX 086-226-7919
MAIL shidokansa@pref.okayama.lg.jp